# 北海道オフサイトセンター運営要領

# 平成29年12月20日

# 原子力規制委員会 原子力規制庁 泊原子力規制事務所

#### 北海道オフサイトセンターの概要

名 称:北海道原子力防災センター

所在地:北海道岩内郡共和町南幌似141の1

電 話:0135-71-2880 FAX:0135-73-2711 原子力発電所からの距離:約10km

## 改 正 来 歴

年 月 日	改 正 内 容	備	考
制定 平成13年 6月12日	原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態 応急対策拠点施設(オフサイトセンター)にお ける原子力災害合同対策協議会等の運営要領 を制定。		
改正 平成14年 7月15日	平成13年度原子力総合防災訓練の結果を反 映し、改正。		
改正 平成14年10月 8日	名簿とその関係個所の訂正。		
改正 平成15年 9月19日	原子力安全・保安院が平成15年5月1日付け で制定した、「標準的な「緊急事態応急対策拠 点施設運営要領」」に基づく改正。		
改正 平成16年 9月13日	関係機関の組織名称の変更による一部改正		
改正 平成18年 8月11日	原子力災害対策マニュアル(関係省庁マニュアル、平成17年12月22日)一部改訂並びに 語句の訂正及び表現の適切化による一部改正。		
改正 平成19年 9月 5日	原子力災害対策マニュアル(関係省庁マニュアル、平成19年2月19日)一部改訂並びに関係機関の役職名称の変更による一部改正。		
改正 平成21年 5月22日	原子力安全・保安院が平成20年12月17日付けで制定した、「標準的な「緊急事態応急対策拠点施設運営要領」」に基づく改正。総務省行政評価・監視の勧告への対応に係る改正。		

年 月 日	改 正 内 容	備	考
改正 平成23年12月19日	語句の訂正及び表現の適正化による一部改正。		
改正 平成24年 2月 7日	関係機関の組織名称等の変更による一部改正。		
改正 平成26年 3月10日	情報収集事態及び警戒事態対応の追加、機能班 編制の変更(実動対処班及びプラントチームの 追加、プラント班の削除)等による改正。		
改正 平成27年 8月3日	北海道原子力防災センターの移転及び代替オフサイトセンターの変更等による一部改正。		
改正 平成29年12月20日	原子力災害対策マニュアル(平成28年12月7日一部改訂)、現地対応標準マニュアル(平成29年10月30日全部改定)及び原子力災害対策指針(平成29年7月5日全部改正)による一部改正		

# 目次

北海道オフサイトセンター運営要領	7
第1章 情報収集事態又は警戒事態発生時の対応	
第1節 情報収集事態又は警戒事態発生時におけるオフサイトセンターの活用	
第2節 オフサイトセンターの立ち上げと原子力防災設備・機器の機能確認の要請	
1. オフサイトセンターの立ち上げ等	8
2. 原子力防災設備・機器の機能確認の要請	
第3節 現地警戒本部の体制等	
1. 現地警戒本部の設置	9
2. 現地警戒本部長等	
第2章 施設敷地緊急事態発生時の対応	
第1節 施設敷地緊急事態におけるオフサイトセンターの活用	
第2節 オフサイトセンターへの要員の参集等	10
1. オフサイトセンターへの要員の参集	
2. オフサイトセンターの入館管理及びセキュリティ対策	
第3節 事故現地対策本部の体制等	
1. 設置	
2. 構成	
第4節 現地事故対策連絡会議	
1. 会議の目的	1 1
2. 開催の場所	
3. 構成員及び座席等	1 1
4. 運営	1 2
5. 関係機関との連絡調整	12
第5節 事故現地対策本部の廃止	1 2
第3章 全面緊急事態発生時の対応	13
第1節 全面緊急事態におけるオフサイトセンターの活用	13
第2節 原災現地本部の体制	13
第3節 原子力災害合同対策協議会の体制等	
1. 設置	1 4
2. 構成	1 4
第4節 全体会議	1 4
1. 会議の目的	1 4
2. 開催の場所	1 4
3. 構成員及び座席等	1 4
4. 運営	15
5. 関係機関との連絡調整	
第5節 原災現地本部及び協議会の体制変更等	
第4章 原子力災害事後対策	
第1節 原災現地本部及び協議会の存続・廃止	1 5

第2節 現地事後対策連絡会議	1 6
第5章 武力攻撃原子力災害への対応	
第6章 共通事項	
第1節 機能班	1 7
1. 各機能班の要員及び役割	1 7
2. 機能班間の人数調整	1 7
3. 機能班責任者会議	1 7
4. 機能班の連絡調整	1 7
第2節 連絡員	1 8
第3節	
第4節 広報活動等	1.8
1. 記者会見	1 8
2. 住民からの問い合わせ対応	1 9
第5節 オフサイトセンターにおける被ばく管理等	1 9
1. 放射性物質が放出される前の対応	
2. 放射性物質が放出される可能性がある場合の対応	
第6節 代替オフサイトセンターへの移転	2 0
1. 考え方	20
2. 移転	20
第7章 平常時の対応	
第1節 訓練等の実施	2 3
第2節 平常時における準備	
1. 緊急時の参集要員及び設備機器の立上げ要員	
2. 緊急時の招集に向けた準備	2 3
3. 設備操作の習熟	
4. 防災資機材・資料等の準備	23
5. セキュリティ対策の準備	
別添1-1:警戒事態を判断するEAL	
別添1-2:施設敷地緊急事態を判断するEAL	
別添1-3:全面緊急事態を判断するEAL	
別添2:原子力規制委員会及び内閣府の危機管理体制への移行について	
別添3-1:現地事故対策連絡会議構成員	
別添3-2:原子力災害合同対策協議会(全体会議)構成員	
別添3-3:機能班要員	3 0
別添3-4:設備・機器立ち上げ要員	
別添4:各機能班の役割	
別添 5 : 現地事故対策連絡会議及び全体会議配席図	5 2
別添6:現地事故対策連絡会議及び全体会議における役割及び担当者	5 3
別添7-1:情報発信体制(全面緊急事態発生時)	
別添7-2:飲食物出荷制限・摂取制限に係るスキーム図	
別添7-3:安定ヨウ素剤の服用指示スキーム図	5 7

別添了-4:緊急物質の調産・供給等のスキーム図	58
別添 7 - 5:施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生に伴う地方公共団体への避難等の要請	
又は指示スキーム	5 9
別添7-6:OILに基づく避難及び一時移転に係る地方公共団体への指示スキーム	6 0
別添8:オフサイトセンター入館管理	6 1
	6 2
別添 9-2-1:代替オフサイトセンターへの基本的な退避経路	
(喜茂別町農村環境改善センター)	63
別添9-2-2:代替オフサイトセンターへの基本的な退避経路	
(寿都町総合文化センター)	6 4
別添 9 - 3 : 代替オフサイトセンターへの持ち出し物品	6 5
別添10-1:電話・口頭連絡受信票(様式)	6 6
別添10-2:FAX送受信票(様式)	6 7

#### 北海道オフサイトセンター運営要領

平成29年12月20日 原子力規制委員会原子力規制庁 泊原子力規制事務所

本運営要領は、防災基本計画(修正年月日 平成29年4月11日改訂)第12編原子力災害対策編第1章第5節1(1)に基づき、原子力災害対策マニュアル(原子力防災会議幹事会 平成28年12月7日一部改訂、以下「関係省庁マニュアル」という。)に定める情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)第10条第1項前段の規定により原子力事業所の原子力防災管理者が通報を行うべき事象が発生した場合)及び全面緊急事態(原災法第15条第1項に該当する原子力緊急事態が発生した場合又はそのおそれがある場合)への対策及び原子力災害事後対策に関して、原災法第12条第1項の緊急事態応急対策等拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)において、国、地方公共団体、原子力事業者等が行う活動について、原災法、国民保護法、防災基本計画、関係省庁マニュアル及び原子力緊急事態等現地対応標準マニュアルに定めるもののほか、必要な事項の標準的な運営要領を定めることを目的とする。

なお、本マニュアルは、必要のつど見直しを行っていくものとする。

#### 第1章 情報収集事態又は警戒事態発生時の対応

#### 第1節 情報収集事態又は警戒事態発生時におけるオフサイトセンターの活用

- 1. 情報収集事態が発生した場合には、オフサイトセンターに原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室を設置する。
- 2. 警戒事態が発生した場合には、オフサイトセンターに原子力規制委員会・内閣府原子力事故現地警戒本部を設置する。

第2節 オフサイトセンターの立ち上げと原子力防災設備・機器の機能確認の要請

#### 1. オフサイトセンターの立ち上げ等

原子力規制庁泊原子力規制事務所原子力防災専門官(以下「防災専門官」という。)は、情報収集事態又は警戒事態が発生した場合には、運営支援業者(別添3-4:設備・機器立ち上げ要員)に、テレビ会議システム、パソコン類の電源投入、資機材庫の防災資機材の数量確認、資料・備品等の機能班ブースへの配備等、オフサイトセンター立ち上げの支援を要請し、オフサイトセンターの立ち上げ作業を行う。

また、運営支援業者及び北海道に対して、オフサイトセンターに係る以下の設備等について機能 確認及び報告を要請する。

- ① 運営支援業者が機能確認をする設備
  - · 衛星電話、固定電話 (一般 · 専用回線)
  - ・テレビ会議システム(衛星・専用回線)
  - ・FAX機器(衛星・一般・専用回線)
  - ・緊急時対策支援システム(ERSS)、気象情報端末
- ② 北海道が機能確認をする設備
  - ・非常用発電設備、UPS、引き込み線を含む高圧・低圧配線
  - 空調設備
  - ・冷暖房設備、消防用設備、上下水道(受水槽含む)
  - ・道現地本部(連絡員ブース含む)の通信設備
- ③ 防災専門官は、上記①・②に併せて、点検の結果、機能に異常があることが確認された場合には、復旧作業を行うよう要請する。

#### 2. 原子力防災設備・機器の機能確認の要請

警戒事態が発生した場合には、防災専門官は、北海道及び原子力事業者に対して、北海道及び原子力事業者が所有する以下の設備等について、機能確認及び報告を要請する。

- ① 敷地内外のモニタリングポスト(テレメーター及び非常用電源装置を含む。) (実施者:北海道及び原子力事業者)
- ② 排気筒モニタ (実施者:原子力事業者)
- ③ 電話(衛星含む)、FAX機器(実施者:北海道及び原子力事業者)

#### 第3節 現地警戒本部の体制等

#### 1. 現地警戒本部の設置

警戒事態が発生した場合、オフサイトセンターに事故現地警戒本部を設置する。

#### 2. 現地警戒本部長等

警戒事態が発生し、内閣府(原子力防災担当)及び原子力規制委員会が発電所におけるトラブル状況を踏まえ、内閣府副大臣(又は内閣府大臣政務官)、内閣府大臣官房審議官(原子力防災担当)(又は代理の職員)をオフサイトセンターに派遣することとなったときは、事故現地警戒本部長には、内閣府副大臣(又は内閣府大臣政務官)をもって充て、それ以外の場合は防災専門官をもって充てる。

また、内閣府副大臣(又は内閣府大臣政務官)がオフサイトセンター等に派遣されることとなった場合には、防災専門官は「第2章第2節 オフサイトセンターへの要員の参集等」に準じた要員の参集要請、セキュリティ対策等を行うものとする。

#### 3. 関係機関との連絡調整

- (1)オフサイトセンターに派遣された連絡員は、自らの所属機関からの情報をオフサイトセンター内の関係機関に伝達するとともに、関係機関から入手した情報を所属機関に伝達する。
- (2) 伝達・共有方法は、「第5章第6節 情報の連絡・共有方法」による。
- 4. 現地警戒本部における記録保存

現地警戒本部においては、記録保存を行うものとする。

#### 第2章 施設敷地緊急事態発生時の対応

#### 第1節 施設敷地緊急事態におけるオフサイトセンターの活用

原子力事業者から原災法第10条の通報(別添1-2「施設敷地緊急事態を判断するEAL」参照)があった場合には、防災専門官は、オフサイトセンターに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部(以下「事故現地対策本部」という。)を設置し、現地事故対策連絡会議の開催や、機能班等の活動を行う(別添2「原子力規制委員会及び内閣府の危機管理体制の移行について」参照)。

なお、オフサイトセンターの設備の点検と立ち上げが必要な場合には、防災専門官は、第1章第 2節「1. オフサイトセンターの立ち上げ等」に準じた対応をとるものとする。

#### 第2節 オフサイトセンターへの要員の参集等

- 1. オフサイトセンターへの要員の参集
- (1) 防災専門官は、施設敷地緊急事態が発生した旨を、一斉召集連絡システム及び電話により、 北海道、関係町村、原子力事業者等の原子力防災担当者に連絡し、現地事故対策連絡会議構成 員(別添3-1「現地事故対策連絡会議構成員」参照)及び機能班要員(別添3-3「機能班 要員」参照)の参集を要請する。
- (2) 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(以下「事故対策本部」という。)は、 関係省庁の職員、専門家にオフサイトセンターに参集するよう要請するものとする。 なお、連絡を受けた要員は、速やかにオフサイトセンターに参集するものとする。
- 2. オフサイトセンターの入館管理及びセキュリティ対策
- (1) オフサイトセンターの入館管理
- ① 事故現地対策本部長は、参集者の中から、入館の受付担当者を指名する。
- ② 受付担当者は、入館管理を行う場所において、身分証等の身元を確認できるもの及び受入簿により、参集者の出入りを確認する。運営支援班が立ち上がった後は、運営支援班が当該業務を引き継ぐ。
- ③ 参集者は入館時に受入簿に氏名を記入するとともに、機能班名、所属名及び氏名が記載された名札を受け取る。
- ④ オフサイトセンターに参集する者のうち、機能班に所属する者は、名札とともに、班毎に色分けされたベストを着用する。

機能班とベストの色

機能班名	ベストの色
総括班	黄色
広報班	青色
プラントチーム	橙色
放射線班	赤色
医療班	白色
住民安全班	緑色
運営支援班	水色
実動対処班	紺色

#### (2) 関係者以外の入館

関係者以外の入館は、事故現地対策本部長が必要と認めた者を除いて原則禁止し、入館管理 を行う出入口以外の出入口を施錠して立入禁止、開閉禁止を明示する。

#### 第3節 事故現地対策本部の体制等

#### 1. 設置

オフサイトセンターと事故対策本部との間の連絡態勢が確立できた時点で、事故現地対策本部を 設置したものとする。なお、事故現地警戒本部が既に設置されている場合は、事故現地警戒本部の 機能を事故現地対策本部に継承する。

#### 2. 構成

事故現地対策本部長は内閣府副大臣(又は内閣府大臣政務官)、副本部長及び事務局長は内閣府 大臣官房審議官(原子力防災担当)(又は代理の職員)とし、オフサイトセンターに到着するまで の間は、防災専門官が全体総括を代行する。

また、各機能班の要員は別添3-3「機能班要員」、役割は別添4「各機能班の役割」のとおりとする。

#### 第4節 現地事故対策連絡会議

#### 1. 会議の目的

事故現地対策本部長は、事故現地対策本部を設置した後、主に以下を目的とする現地事故対策連絡会議を開催する。

- ① オフサイトセンター内の情報共有(国関連情報(指示等)、原子力発電所関連情報、モニタリング関連情報、自治体関連情報(体制、広報活動、応急対策、被害状況等)、避難経路関連情報、関係機関関連情報)
- ② 関係機関及び各機能班が実施する応急対策の確認・調整及び実施状況の報告
  - ア.全面緊急事態に至った場合に迅速かつ円滑に住民防護措置を講じることができるよう、住 民防護措置の具体的な手順・内容を事前調整すること
  - イ. PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難の状況把握及び輸送支援等に係る現地調整に 関すること

#### 2. 開催の場所

オフサイトセンター内、合同対策協議会全体会議エリアにおいて、開催する。

#### 3. 構成員及び座席等

(1) 構成員(詳細は、別添3-1「現地事故対策連絡会議構成員」参照)

議長 内閣府副大臣(原子力防災担当) (又は代理の職員) (到着前は防災専門官)

構成員 北海道原子力事故現地警戒本部

関係町村災害対策本部又は原子力事故警戒本部

地元防災関係機関:北海道警察、第一管区海上保安本部、陸上自衛隊北部方面総監

部、気象庁札幌管区気象台、岩内・寿都地方消防組合、羊蹄山ろく消防組合、北後 志消防組合

原子力事業者

各機能班の責任者(不在時は副責任者) その他、議長が必要と認めた者

#### (2)座席

座席は、別添5「現地事故対策連絡会議及び全体会議配席図」に定める。ただし、スペースに 余裕があり、かつ、機能班活動が停滞しない範囲内において、議長は、オフサイトセンター内の 関係機関の参加を認めるものとし、事案により、適宜配席の変更を指示する。

#### 4. 運営

(1) 議長は、「1.会議の目的」を踏まえ、会議構成員が参集した時点や、新たな情報(例えば、原子力規制委員会からの要請、プラント情報、モニタリング情報、国・北海道・関係町村の情報、専門家の到着予定時間等)が入った時点等、必要に応じて会議を招集する。

なお、会議における役割及び担当者については別添 6 「現地事故対策連絡会議及び全体会議 における役割及び担当者」のとおりとする。

- (2) 議長は、必要がある場合には、会議構成員の全員の参集を待たずして開催することができる。この場合には、欠席の構成員に会議内容の事前・事後の説明を行う。
  - なお、会議構成員はテレビ会議による参加をもって出席に替えることができる。
- (3) 議長は、会議の進行を行う。
- (4)総括班責任者は、議事概要及び会議資料をオフサイトセンター内の関係機関(プレスを除く。 以下同じ。)に配布する。また、FAX等により事故対策本部へ報告するとともに、北海道原 子力災害警戒本部、関係町村災害対策本部又は原子力災害警戒本部等へ情報共有する。

#### 5. 関係機関との連絡調整

- (1) オフサイトセンターに派遣された連絡員は、自らの所属機関からの情報をオフサイトセンター内の関係機関に伝達するとともに、関係機関から入手した情報を所属機関に伝達する。
- (2) 伝達・共有方法は、「第5章第6節 情報の連絡・共有方法」による。
- 6. 事故現地警戒本部における記録保存

事故現地警戒本部においては、以下の経過概要を記録して整理保存する(文書による記録に限定しない。)

- (1) 収集した情報及び収集した時刻
- (2) 事故警戒本部に報告した情報及び報告した時刻

#### 第5節 事故現地対策本部の廃止

内閣府特命担当大臣(原子力防災)及び原子力規制委員長が、施設敷地緊急事態が収束したと判断し、 事故現地対策本部を廃止することとした場合には、現地事故対策連絡会議を開催し、当面の間、事後処 理体制等のために継続して開催する必要があるか否かを確認する。

#### 第3章 全面緊急事態発生時の対応

#### 第1節 全面緊急事態におけるオフサイトセンターの活用

事象が原災法第15条に該当する事象(別添1-3「全面緊急事態を判断するEAL」参照)に進展し、原子力緊急事態宣言が発出され、閣議にて原子力災害対策本部(以下「原災本部」という。)及び原子力災害現地対策本部(以下「原災現地本部」という。)の設置が決定された場合、オフサイトセンターの事故現地対策本部の機能を政府原災現地本部に継承するとともに、オフサイトセンターに関係機関と原子力災害合同対策協議会(以下「協議会」という。)を設置し、全体会議の開催や、機能班等の活動を行う(別添2「原子力規制委員会及び内閣府の危機管理体制の移行について」参照)。

#### 第2節 原災現地本部の体制

原子力緊急事態宣言(原災法第15条第2項)が発出され、閣議にて原災本部(原災法第16条)及び原災現地本部(原災法第17条第9項)の設置が決定された時点で、オフサイトセンターに原災現地本部を設置したものとし、事故現地対策本部の機能を原災現地本部に継承する。

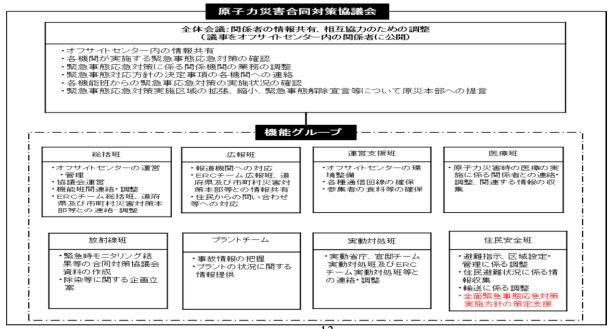
本部長は内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官、副本部長及び事務局長は内閣府大臣官房審議官(又は代理の職員)とする。

#### 第3節 原子力災害合同対策協議会の体制等

#### 1. 設置

原子力緊急事態宣言があったとき、原災現地本部、北海道災害対策本部及び関係町村の災害対策本部(原災法第22条第1項)は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターに協議会を組織する(原災法第23条第1項)。

原子力災害合同対策協議会の概要については以下のとおり。



また、原子力緊急事態解除宣言以後においても、協議会は、原災現地本部、北海道災害対策本部及び関係町村の災害対策本部が、それぞれ実施する原子力災害事後対策について相互に協力するための組織として存続するものとする(原災法第23条第2項)。

#### 2. 構成

協議会議長は内閣府副大臣(原子力防災担当)又は内閣府大臣政務官(原子力防災担当)を、協議会事務局長は内閣府大臣官房審議官(原子力防災担当)(又は代理の職員)とする。

また、各機能班の要員は別添3-3「機能班要員」、役割は別添4「各機能班の役割」のとおりとする。

#### 第4節 全体会議

#### 1. 会議の目的

協議会議長は、協議会を設置した後、主に以下を目的とする全体会議を開催する。

- ① オフサイトセンター内の情報共有(国関連情報(指示等)、原子力発電所関連情報、モニタリング関連情報、自治体関連情報(体制、広報活動、応急対策、被害状況等)、避難経路関連情報、関係機関関連情報)
- ② 関係機関及び各機能班が実施する応急対策の確認・調整及び実施状況の報告 ア PAZ内の住民避難の状況把握及び輸送支援等に係る現地調整に関すること
  - イ UPZ内の住民屋内退避、避難又は一時移転に関する状況把握及び輸送支援等に係る現地 調整に関すること
- ③ 緊急事態応急対策実施区域の拡張、縮小、緊急事態解除宣言等についての原災本部への提言

#### 2. 開催の場所

オフサイトセンター内、合同対策協議会全体会議エリアにおいて、開催する。

#### 3. 構成員及び座席等

(1) 構成員(詳細は、別添3-2「原子力災害合同対策協議会(全体会議)構成員」参照)

議 長 内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官

事務局長 内閣府大臣官房審議官(原子力防災担当)(又は代理の職員)

構 成 員 北海道現地災害対策本部

関係町村災害対策本部

地元防災関係機関:北海道警察、第一管区海上保安本部、陸上自衛隊北部方面総 監部、気象庁札幌管区気象台、岩内・寿都地方消防組合、羊 蹄山ろく消防組合、北後志消防組合

原子力事業者

各機能班の責任者(不在時は副責任者)

その他、議長が必要と認めた者

#### (2) 座席等

座席は、別添5「現地事故対策連絡会議及び全体会議配席図」に定める。ただし、スペースに 余裕があり、かつ、機能班活動が停滞しない範囲内において、議長は、オフサイトセンター内の 関係機関の参加を認めるものとし、事案により、適宜配席の変更を指示する。

#### 4. 運営

(1) 議長は、「1.会議の目的」を踏まえ、会議構成員が参集した時点や、新たな情報(例えば、原子力規制委員会からの指示、プラント情報、モニタリング情報、国・北海道・関係町村の情報、専門家の到着予定時間等)が入った時点等、必要に応じて会議を招集する。

なお、会議における役割及び担当者については別添6「現地事故対策連絡会議及び全体会議 における役割及び担当者」のとおりとする。

(2) 議長は、必要がある場合には、協議会構成員の全員の参集を待たずして開催することができる。この場合には、欠席の構成員に会議内容について情報共有を行う。

なお、協議会構成員はテレビ会議による参加をもって出席にかえることができる。

- (3) 事務局長は、会議の進行を行う。
- (4)総括班責任者は、議事概要及び会議資料をオフサイトセンター内の関係機関に配布する。また、FAX等により原災本部事務局(ERCチーム)へ報告するとともに、北海道災害対策本部、関係町村災害対策本部等へ情報共有する。

#### 5. 関係機関との連絡調整

- (1)オフサイトセンターに派遣された連絡員は、自らの所属機関からの情報をオフサイトセンター内の関係機関に伝達するとともに、関係機関から入手した情報を所属機関に伝達する。
- (2) 伝達・共有方法は、「第5章第6節 情報の連絡・共有方法」による。
- 6. 事故現地対策本部における記録保存

現地対策本部においては、第2章第3節に準じて記録保存を行う

#### 第5節 原災現地本部及び協議会の体制変更等

原子力緊急事態解除宣言の発出後における原災現地本部及び協議会の体制・各機能班の役割 については、原災本部が変更を要すると判断した場合には、これに基づき変更を行う。

#### 第4章 原子力災害事後対策

#### 第1節 原災現地本部及び協議会の存続・廃止

原子力規制委員会委員長及び内閣府副大臣は、プラントの状況や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、原子力緊急事態宣言を解除すべきである旨を内閣総理大臣に上申し、内閣総理大臣は上申を踏まえ、原子力緊急事態解除宣言を発出(原災法第15条第4項)することとされている。

なお、この場合においても、原子力災害事後対策を実施するため、原災現地本部及び協議会を存続することとし、原災本部が廃止されることをもって、原災現地本部及び協議会を廃止することとする。

#### 第2節 現地事後対策連絡会議

原災現地本部及び協議会は、第1節に基づき原災現地本部及び協議会を廃止するに当たって は、現地事後対策連絡会議の必要性、設置目的、構成等について審議し、必要な決定を行う。

#### 第5章 武力攻撃原子力災害への対応

国民保護法第102条に規定する原子力施設の安全確保並びに第103条及び第106条に規定する災害の発生防止に係る業務については、原子力規制委員会国民保護計画(原規防発第130301002号(平成26年5月9日原子力規制委員会決定))及び内閣府国民保護計画(平成17年10月28日策定)の定めるところによる。

国民保護法第105条第7項に規定する武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、それぞれの事象の程度に応じて、本マニュアルの第2章から第6章までに準じて対応する。ただし、原子力施設に対する武力攻撃等の継続的な危険性がある

と考えられる場合には、代替オフサイトセンターでの対応に移行するなど、緊急時対策所及 びオフサイトセンターで勤務する要員の安全確保に努めることとする。

#### 第6章 共通事項

#### 第1節 機能班

機能班は、国、北海道、関係町村及び原子力事業者及びその他の関係機関の派遣者により構成され、総括班、広報班、運営支援班、医療班、放射線班、プラントチーム、実動対処班、住民安全班の8班が設置され、防災対策上必要な情報の収集、整理、分析及びそれらに基づいて各種の防護対策措置の検討、支援の作業を行う。

#### 1. 各機能班の要員及び役割

各機能班の要員は別添3-3「機能班要員」、役割は別添4「各機能班の役割」のとおりとする。

#### 2. 機能班間の人数調整

総括班責任者は、以下に掲げる場合、各機能班間の構成員の人数調整を行う。

- ① 特定の機能班の集合が遅れている場合
- ② 特定の機能班の業務量が急増(または急減)した場合
- ③ 関係者の参集が予定より増えた場合

#### 3. 機能班責任者会議

機能班間で情報を共有・整理し、応急対策の立案を行うため、事故現地対策本部又は協議会に機能班責任者会議を置く。

機能班責任者会議は、定期的に又は総括班責任者が必要と認めた場合に開催する。

#### 4. 機能班の連絡調整

- (1) 各機能班責任者は、以下に掲げるオフサイトセンター内外の関係機関と特に連携・連絡を密 にするとともに、必要な事項については、指示、指導、助言を行う。
  - ① 総括班は、各機能班間の総合調整を行うとともに、原災本部事務局(ERCチーム)総括 班(施設敷地緊急事態の場合は事故対策本部総括班)、北海道・関係町村災害対策本部等と の連絡・調整を行う。
  - ② 広報班は、原災本部事務局(ERCチーム)広報班(施設敷地緊急事態の場合は事故対策本部広報班)、北海道・関係町村災害対策本部等と連絡・調整を行う。
  - ③ 医療班は、原災本部事務局(ERCチーム)医療班(施設敷地緊急事態の場合は事故対策本部医療班)、北海道現地災害対策本部医療班等との連絡・調整を行う。
  - ④ 放射線班は、原災本部事務局(ERCチーム)放射線班(施設敷地緊急事態の場合は事故対策本部放射線班)、緊急時モニタリングセンター等との連絡・調整を行う。
  - ⑤ プラントチームは、原災本部事務局(ERCチーム)プラント班(施設敷地緊急事態の場合は事故対策本部プラント班)、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、原子力事業者等との連絡・調整を行う。
  - ⑥ 実動対処班は、原災本部事務局(ERCチーム)実動対処班(施設敷地緊急事態の場合は 事故対策本部実動対処班)、北海道警察本部、第一管区海上保安本部、陸上自衛隊北部方面 総監部、岩内・寿都地方消防組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合との連絡・調整を 行う。

- ⑦ 住民安全班は、原災本部事務局(ERCチーム)住民安全班(施設敷地緊急事態の場合は 事故対策本部住民安全班)、北海道・関係町村災害対策本部等との連絡・調整を行う。
- (2) 各機能班責任者(総括班責任者除く。)は、収集した情報や指示等を行った事項について、 適宜、総括班責任者に報告する。
- (3) 総括班責任者は、入手した情報をオフサイトセンター内での情報共有が円滑に行えるように 努める。
- (4) 各機能班責任者は、機能班内の業務が円滑に行えるよう、班員の業務分担を明確にする。
- (5) 情報の連絡・共有方法は、「第5章第6節 情報の連絡・共有方法」による。
- (6) 各機能班責任者は、関係機関との情報の流れについて、以下に掲げる別添資料を参考としつつ対応する。
  - ① 広報班:別添7-1「情報発信体制(全面緊急事態発生時)」
  - ② 医療班:別添7-3「安定ヨウ素剤の服用指示スキーム図」
  - ③ 実動対処班:別添7-4「緊急物資の調達・供給等のスキーム図」
  - ④ 住民安全班:別添7-5「施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生に伴う地方公共団体への避難等の要請又は指示スキーム」及び別添7-6「OILに基づく避難及び一時移転に係る地方公共団体への指示スキーム」

#### 第2節 連絡員

- (1) 関係町村、関係機関は連絡調整のため、必要に応じ、連絡員を派遣することが出来る。
- (2)連絡員は、原則として、オフサイトセンター2階の関係自治体ブースに待機し、自らの所属機関からの情報をオフサイトセンター内の現地事故対策本部又は協議会及び機能班に伝達するとともに、入手した情報を所属機関に伝達する。
- (3) 伝達・共有方法は、次節による。

#### 第3節 情報の連絡・共有方法

1. 口頭及び電話の場合

口頭あるいは電話により情報の受信を行った場合は、別添10-1「電話・口頭連絡受信票(様式)」に、必要事項(通信時刻、受信/発信者名、連絡内容等)を記入する。

#### 2. FAXの場合

FAXを送受信する場合は、別添10-2「Fax送受信票(様式)」に、必要事項(件名、発信時刻、発信者名、送付先名、連絡内容等)を記入する。

#### 第4節 広報活動等

#### 1. 記者会見

施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合のオフサイトセンターにおける報道機関への 発表や対応については、以下に掲げる対応をするものとする。

なお、施設敷地緊急事態においては、内閣府副大臣等が参集し、事故対策本部から現地での記者 会見等を求められた場合にのみ現地記者会見を実施することとする(それ以外の場合は、事故対策 本部の発表資料の配付のみとする)。

#### (1) 対応者

内閣府副大臣(又は内閣府大臣政務官)、内閣府大臣官房審議官(現地に到着していない場合には、防災専門官)が記者会見を行うものとする。その際、プラントチーム(プラントの事象の説明)、住民安全班(住民の避難状況等の説明)、医療班(安定ヨウ素剤服用等の説明)等、記者会見の内容に応じて機能班が同席するものとする。

#### (2) 場所

プレスルーム(オフサイトセンター3階)

#### (3) 実施時刻

原則として、事故対策本部又は原災本部の記者会見の時刻に合わせて実施するものとする。

#### (4)業務

事故現地対策本部及び協議会の広報班において記者会見の基礎資料(オフサイト関連)を作成 し、事故対策本部又は原災本部の広報班に送付するとともに、連携して記者会見資料を作成する。 また、事故対策本部又は原災本部から提供された記者会見資料を元に記者会見を行うとともに、 北海道、関係町村、関係機関等に情報の共有を図る。

なお、事故現地対策本部又は協議会の広報班の体制が整っていない場合には、北海道、関係町村、関係機関等への情報共有は、事故対策本部又は原災本部の広報班が代行する。

#### (5) 開催案内

広報班責任者は、記者会見を行う場合、発表の30分前に地元報道機関にFAXにて開催場所、 開催時間等を連絡する。プレスルームに報道機関が詰めている場合は、プレスルームにその旨を 連絡する。

#### 2. 住民からの問い合わせ対応

住民からの照会、電話への対応等については、原則として、北海道、関係町村で行うものとし、 広報班責任者は、北海道、関係町村に対する住民からの問合せ内容を把握するとともに、想定Q& Aを作成するなど広報の一貫性に努める。また、現地事故対策連絡会議、協議会全体会議及び現地 事後対策連絡会議で住民からの問合せ内容及び想定Q&Aについて、情報共有を行う。

第5節 オフサイトセンターにおける被ばく管理等

#### 1. 放射線防護の総括管理

運営支援班長は、オフサイトセンター内の職員の放射線防護の状態を総括して管理する。

#### 2. 放射性物質が放出される前の対応

放射性物質の施設からの放出が始まる前の段階においては、可能な限りオフサイトセンター内の空気を新鮮に保つべく外気の取り入れを行うものとする。

また、プラントチームは、泊発電所からの放射性物質の放出予測について、情報収集に努めるものとする。

#### 3. 放射性物質が放出される可能性がある場合の対応

オフサイトセンター内の防災業務関係者の被ばくや、放出された放射性物質により汚染された 防災業務関係者が、オフサイトセンターに入館することによる館内の汚染を防ぐため、以下の措 置を講じるものとする。

- ① プラントチームは、泊発電所から放射性物質の放出が予測される旨の情報を得た場合には、全体会議等を通じて周知を行うものとする。
- ② 本部長及び総括班責任者は、第5節1.に基づき、代替オフサイトセンターへの移転について検討し、原災本部へ上申を行い、指示を受けるものとする。
- ③ 本部長及び総括班責任者は、原災本部によるオフサイトセンター立地地点を含む地域の住民への「安定ョウ素剤服用の指示」に合わせ、オフサイトセンター内の防災業務関係者へ安定ョウ素剤の服用の指示をするものとする。安定ョウ素剤については運営支援班が配付するものとする。
- ④ 本部長及び総括班責任者は、オフサイトセンターに出入りする者の防護服、防護マスクの着用及び個人線量計の携帯について検討を行い、必要な指示を行うとともに、別添8「オフサイトセンター入館管理」により入館管理を行うよう指示するものとする。なお、運営支援班は1日1回又は着脱の都度、オフサイトセンターに出入りする者の個人線量計を確認し、被ばく線量を記録する。

#### 第6節 代替オフサイトセンターへの移転

#### 1. 考え方

原災現地本部及び協議会は、原則として、次に掲げる事項に該当する場合には、本部長に上申し、その指示を受けて、原災本部に報告の上、移転を行うものとする。

- ① 大地震や大津波の発生、近隣火災による類焼等により、オフサイトセンターが使用不能な状態に至った場合、あるいは使用不能な状態に至る蓋然性が高い場合
- ② その他、オフサイトセンターにおける活動に著しい支障が発生した場合

なお、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した段階で、オフサイトセンターの移転の必要性に迫られることが想定される場合は、その時点で現場にいる総責任者の下、本節に準じて対応する。緊急を要する場合の移転の際は、事故警戒本部、事故対策本部への報告は事後とする。

また、オフサイトセンターの立地場所が避難区域に指定されることによる移転の場合は、周辺 住民の避難が完了した後、又は周辺住民の最終避難と同時に移転を終了することができるよ う、放射線防護対策設備を稼働させつつ順次移転させ、代替オフサイトセンターでの活動に円 滑に移行できるよう努める。

#### 2. 移転

(1) 代替オフサイトセンター受入れ準備

「原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する省令」第 2条の「当該緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することが できる施設(「代替オフサイトセンター」)」は、以下のとおり。

ア 名称:喜茂別町農村環境改善センター

所在地:北海道虻田郡喜茂別町字伏見264番地の4

 $\mathtt{TEL} \colon \mathtt{0} \ \mathtt{1} \ \mathtt{3} \ \mathtt{6} - \mathtt{3} \ \mathtt{3} - \mathtt{3} \ \mathtt{0} \ \mathtt{3} \ \mathtt{3}$ 

イ 名称:寿都町総合文化センター

所在地:北海道寿都郡寿都町字開進町187番地1

TEL:  $0\ 1\ 3\ 6-6\ 2-2\ 1\ 0\ 0$ 

総括班(機能班設置前は防災専門官。以下、同様)は、移転する代替オフサイトセンターの立地自治体及び北海道後志総合振興局に対して、机、電話、TV会議システム等の設営の開始を依頼する(別添9-1「代替オフサイトセンター内の基本的な配置等」参照)。また、道外から資機材の輸送が必要な場合には、運営支援班を通じて原災本部運営支援班に、資機材輸送に係る調整を行うよう依頼する。

#### (2) 関係町村等への連絡

総括班は、オフサイトセンターの移転時期、移転先について関係町村、関係機関、運営支援業者等に連絡する。

#### (3) 代替オフサイトセンターへの退避経路

代替オフサイトセンターへの基本的な退避経路は、別添9-2-1「代替オフサイトセンターへの基本的な退避経路(喜茂別町農村環境改善センター)」及び別添9-2-2「代替オフサイトセンターへの基本的な退避経路(寿都町総合文化センター)」のとおりとする。ただし、当日の交通状況や風向き等による退避経路の放射線の影響などを考慮し、最終的な判断は本部長が決定する。

#### (4) 退避手段

運営支援班は、移動に使用する車両を確保する。

また、総括班責任者は、オフサイトセンターの防災業務関係者を先発と後発に分ける。

#### (5) 物品の持ち出し

運営支援班責任者は、代替オフサイトセンターで必要な物品の持ち出しを各機能班に指示する(持ち出し物品は別添9-3「代替オフサイトセンターへの持ち出し物品」参照)。各班の責任者は、必要な資料等の持ち出しを班員に指示する。

なお、放射線被ばくの可能性が急激に高まった場合や火災などにより退避する場合、二次 災害が発生しないよう可能な範囲内で対応する。

#### (6) 最終退出者

最終退出者は運営支援班責任者とする。運営支援班責任者は防火対策及び施錠管理を実施する。

#### (7) 代替オフサイトセンターの立ち上げ等

運営支援班及び医療班は、代替オフサイトセンターの立ち上げ準備について、以下の事項を実施する。

- ① 運営支援班は代替オフサイトセンターへ移動・参集した要員の把握を行う。
- ② 医療班(先発)は、代替オフサイトセンターへ移動した要員の汚染状況確認のため、 サーベイランス及び除染(拭き取り)のための要員を配置する(必要に応じて北海道及 び事業者へ要員の派遣を依頼)。
- ③ 運営支援班は代替オフサイトセンターに搬入された物品や、代替オフサイトセンター における通信機能等の確認を行うとともに、代替オフサイトセンターの連絡先をとりま とめ、各機能班、関係機関(事故対策本部又は原災本部を含む)等に周知を図る。

#### (8) 移転完了までの対応

移転については会議構成員や参集要員を先発と後発に分ける等により、代替オフサイトセ

ンターへの移転が完了するまでの間においても、事故現地対策本部又は原災現地本部として の機能が損なわれないよう努めるものとするが、不測の事態により事故現地対策本部又は原 災現地本部としての機能が損なわれる場合には、決定しなくてはならない重要事項について、事故対策本部又は原災本部に引継ぐものとする。

#### 3. 原子力防災活動情報システム

各機能班、関係機関は、それぞれの機関で得た情報について、原子力防災活動情報システムを 用いて、情報の共有化を図る。

#### 第7章 平常時の対応

#### 第1節 訓練等の実施

国または自治体が、原子力防災に係る訓練等を行う際には、その訓練等の目的、形態等に応じ、 第1章から前章において定めた方法に準じてオフサイトセンターを運営するものとする。

#### 第2節 平常時における準備

#### 1. 緊急時の参集要員及び設備機器の立上げ要員

防災専門官は、北海道、関係町村、原子力事業者、運営支援業者等と協議し、あらかじめ現地事故対策連絡会議構成員、原子力災害合同対策協議会(全体会議)構成員、機能班要員及び設備・機器立上げ要員を整理する。

#### 2. 緊急時の招集に向けた準備

防災専門官は、一斉召集連絡システムを用いて招集の連絡ができるように、関係機関の原子力防 災担当者の連絡先、電話番号等を確認する。また、同システムの実効性を確保するため、北海道、 関係町村等と連携し、定期的に通報連絡訓練を行う。

#### 3. 設備操作の習熟

防災専門官は、「1. 緊急時の参集要員及び設備機器の立上げ要員」で整理した要員が、オフサイトセンター内の設備・機器について円滑に操作できるよう、原子力防災に係る研修において、オフサイトセンターの設備・機器について説明を行う。

#### 4. 防災資機材・資料等の準備

防災専門官は、防災資機材、資料等について定期的に必要数を確認し、員数に不足がある場合は、 関係者と協議して補充する。

#### 5. セキュリティ対策の準備

- ① 防災専門官は、「1. 緊急時の参集要員及び設備機器の立上げ要員」で整理した要員について、受入簿、名札を作成するとともに、入館管理方法について要員に周知する。
- ② 防災専門官は、あらかじめオフサイトセンター内において、入館管理を行う場所、机、椅子等を検討する。
- ③ 防災専門官は、あらかじめ緊急時におけるオフサイトセンターの施錠・封鎖する必要がある 出入り口を検討する。

別添1-1:警戒事態を判断するEAL

**  **  **  **  **  **  **  **  **  **
原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その 状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定 できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、 定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水 ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源 要失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。
状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、皮められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑥ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。
できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、
<ul> <li>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、 定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</li> <li>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水 ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</li> <li>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</li> <li>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</li> <li>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</li> <li>⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</li> <li>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</li> <li>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</li> </ul>
定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。  ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。  ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。  ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。  ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。  ⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。  ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。  ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。
<ul> <li>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</li> <li>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</li> <li>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</li> <li>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</li> <li>⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</li> <li>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</li> <li>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</li> </ul>
ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。  ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。  ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。  ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。  ⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。  ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。  ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。
<ul> <li>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</li> <li>原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</li> <li>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</li> <li>原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</li> <li>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</li> <li>重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</li> </ul>
気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源 喪失が3時間以上継続すること。  ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。
<ul> <li>喪失が3時間以上継続すること。</li> <li>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</li> <li>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</li> <li>⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</li> <li>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</li> <li>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</li> </ul>
<ul> <li>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</li> <li>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</li> <li>⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</li> <li>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</li> <li>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</li> </ul>
<ul> <li>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</li> <li>⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</li> <li>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</li> <li>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</li> </ul>
<ul> <li>⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</li> <li>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</li> <li>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</li> </ul>
こと。
<ul><li>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</li><li>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</li></ul>
ための設備の一部の機能が喪失すること。  ③ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。
があること。
6 機動が悪質障除するとは匠フに溢出る障除が両出するとなったがます。
⑩   燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被
覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。
① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 (※1)
② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された
場合。(※2)
③ オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。
④ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場
合(竜巻、洪水、台風、火山等)。
⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること
を認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

(原子力災害対策指針「表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」の「2.加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉施設」中、「警戒事態を判断するEAL」より)

※1:泊村の震度が発表されない場合、近隣の岩内町の震度を用いる。

※2:北海道における津波予報区は、北海道日本海沿岸南部をいう。

別添1-2:施設敷地緊急事態を判断するEAL

	大型能地取名 声能 t、地脈・ナス D. A. I	緊急事態区分
	施設敷地緊急事態を判断するEAL	における措置
		の概要
1	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発	PAZ内の住
	生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当	民等の避難準
	該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。	備及び早期に
2	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。	実施が必要な
3	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。	住民避難等の
4	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一と	防護措置を行
	なる状態が5分以上継続すること。	う。
(5)	原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	
6	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていな	
	いおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	
7	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは	
	使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設	
	の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が	
	喪失すること。	
8	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信の	
	ための設備の全ての機能が喪失すること。	
9	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	
10	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止	
	中において想定される上昇率を超えること。	
11)	炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容	
	器圧力逃がし装置を使用すること。	
12	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあ	
	ること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は	
	燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において	
	原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	
13	原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準と	
	して政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運	
	搬に係る場合を除く。)。	
14)	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること	
	等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、	
	原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実	
	施を開始する必要がある事象が発生すること。	

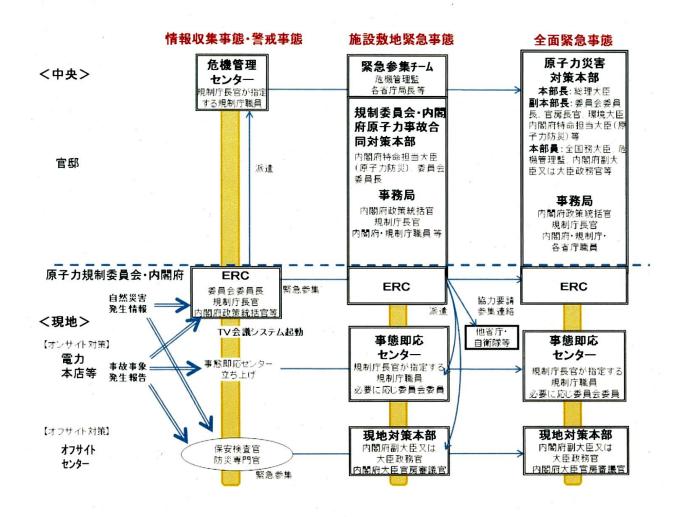
(原子力災害対策指針「表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」の「2.加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉施設」中、「施設敷地緊急事態を判断するEAL」より)

別添1-3:全面緊急事態を判断するEAL

	全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分
	土田糸心ず忠と刊例りるCAL	における措置
		の概要
1	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することが	PAZ内の住
	できないこと又は停止したことを確認することができないこと。	民避難等の防
2	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発	護措置を行う
	生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備に	とともに、UP
	よる注水が直ちにできないこと。	Z及び必要に
3	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常	応じてそれ以
	用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	遠の周辺地域
4	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使	において、放射
	用温度に達すること。	性物質放出後
(5)	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	の防護措置実
6	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続する	施に備えた準
	こと。	備を開始する。
7	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を	
	検知すること。	
8	蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子	
	炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができな	
	いこと。	
9	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低	
	下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の	
	水位を測定できないこと。	
10	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機	
	能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した	
	場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子	
	炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	
(11)	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の	
	障壁が喪失するおそれがあること。	
12	原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判	
	断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事	
	業所外運搬に係る場合を除く。)。	
13	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質	
	又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、	
	原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	
/ [-	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	o [o hnt:

(原子力災害対策指針「表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」の「2.加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉施設」中、「全面緊急事態を判断するEAL」より)

別添2:原子力規制委員会及び内閣府の危機管理体制への移行について



別添3-1:現地事故対策連絡会議構成員

番号	所 属 機 関	役 職 名	備	考
1	内閣府	内閣府副大臣		
2	内閣府	内閣府大臣官房審議官(原子力防災担当)(又	議長	
		は代理の職員)		
3	北海道	北海道副知事		
4	泊村	泊村総務部長		
5	共和町	共和町副町長		
6	岩内町	岩内町副町長		
7	神恵内村	神恵内村副村長		
8	寿都町	寿都町副町長		
9	蘭越町	蘭越町副町長		
10	ニセコ町	ニセコ町副町長		
11	倶知安町	倶知安町副町長		
12	積丹町	積丹町副町長		
13	古平町	古平町副町長		
14	仁木町	仁木町副町長		
15	余市町	余市町副町長		
16	赤井川村	赤井川村副村長		
17	北海道電力株式会社	北海道電力株式会社泊発電所品質保証室課長		
18	北海道警察本部	省庁内部管理		
19	海上保安庁	第一管区海上保安本部警備救難部次長		
20	陸上自衛隊	陸上自衛隊北部方面総監部防衛部防衛課運用		
		班長		
21	気象庁	札幌管区気象台機危機管理調整官		
22	消防庁	岩内·寿都地方消防組合消防本部警防課長		
23	消防庁	北後志消防組合消防本部次長		
24	消防庁	羊蹄山ろく消防組合消防本部消防課長		
25	規制庁	総括班責任者		
26	規制庁	運営支援班責任者		
27	規制庁	広報班責任者		
28	規制庁	放射線班責任者		
29	規制庁	プラントチーム責任者		
30	内閣府	住民安全班責任者	-	
31	規制庁	医療班責任者		
32	内閣府	実動対処班責任者		
	その他議長が必要と認る	める者		

別添3-2:原子力災害合同対策協議会(全体会議)構成員

番号	所 属 機 関	役 職 名	備	考
1	内閣府	内閣府副大臣(又は内閣府大臣政務官)		
2	内閣府	内閣府大臣官房審議官(原子力防災担当)(又は		
		代理の職員)		
3	北海道	北海道副知事		
4	泊村	泊村総務部長		
5	共和町	共和町副町長		
6	岩内町	岩内町副町長		
7	神恵内村	神恵内村副村長		
8	寿都町	寿都町副町長		
9	蘭越町	蘭越町副町長		
10	ニセコ町	ニセコ町副町長		
11	倶知安町	倶知安町副町長		
12	積丹町	積丹町副町長		
13	古平町	古平町副町長		
14	仁木町	仁木町副町長		
15	余市町	余市町副町長		
16	赤井川村	赤井川村副村長		
17	北海道電力株式会社	北海道電力株式会社常務取締役泊原子力事務所長		
18	北海道警察本部	省庁内部管理		
19	海上保安庁	第一管区海上保安本部警備救難部次長		
20	陸上自衛隊	陸上自衛隊北部方面総監部防衛部防衛課運用班長		
21	気象庁	札幌管区気象台機危機管理調整官		
22	消防庁	岩内・寿都地方消防組合消防本部警防課長		
23	消防庁	北後志消防組合消防本部次長		
24	消防庁	羊蹄山ろく消防組合消防本部消防課長		
25	規制庁	総括班責任者		
26	規制庁	運営支援班責任者		
27	規制庁	広報班責任者		
28	規制庁	放射線班責任者		
29	規制庁	プラントチーム責任者		
30	内閣府	住民安全班責任者		
31	規制庁	医療班責任者		
32	内閣府	実動対処班責任者		
	その他議長が必要と認る	める者		

## 別添3-3:機能班要員

## (1) 北海道外の関係省庁等

番号	省庁名	所属	役職名	班区分	担当区分	備考
1	内閣府	大臣官房	審議官(原子力防災担当)	空欄	事務局長	
2	経済産業省	資源エネルギー政策統括調整 官	審議官 (エネ ルギー・環境 担当)	空欄	事務局次長・広 報官	
3	内閣官房	事態対処・危機管理担当	内閣参事官	総括班	事務局次長	
4	内閣府	政策統括官 (防災担当)	企画官級	総括班	事務局次長	
5	消防庁	予防課特殊災害室	課室長級	総括班	事務局次長	
6	規制庁	原子力規制部安全規制管理官 (PWR 担当)付	企画官級	総括班	総括班長	
7	内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級	総括班		
8	規制庁	原子力規制部安全規制管理官 (廃棄物・貯蔵・輸送担当) 付	係長級	総括班	総括担当	
9	規制庁	原子力規制部安全規制管理官 付	補佐・係長級	総括班	記録担当	
1 0	経済産業省	地域経済産業グループ	課長級	総括班	総括担当	
1 1	経済産業省	産業技術環境局	補佐級	総括班	避難・輸送担当	
1 2	経済産業省	経済産業政策局	係長級	総括班	総括担当	
1 3	経済産業省	貿易経済協力局	係長級	総括班	総括担当	
1 4	経済産業省	産業技術環境局	係長級	総括班	避難・輸送担当	
1 5	環境省	地方環境事務所		総括班	記録・資料担当	
1 6	規制庁	長官官房参事官(会計担当)付	企画官級	運営支援 班	運営支援班長	
1 7	規制庁	長官官房総務課	補佐・係長級	運営支援 班	運営支援担当	
1 8	内閣府	政策統括官(原子力防災担当) 付	補佐・係長級	運営支援 班		

1 9	環境省	地方環境事務所		運営支援 班	総括担当
2 0	環境省	地方環境事務所		運営支援 班	総括担当
2 1	経済産業省	経済産業局/産業保安監督部		運営支援 班	総括担当
2 2	規制庁	長官官房総務課広報室	補佐級	広報班	広報班長
2 3	規制庁	長官官房原子力災害対策・核 物質防護課	補佐・係長級	広報班	問い合わせ担当
2 4	経済産業省	貿易経済協力局	補佐級	広報班	広報担当
2 5	経済産業省	製造産業局	係長級	広報班	広報担当
2 6	規制庁	原子力規制部安全規制管理官 付	企画官級	プラント チーム	プラントチー ム長
2 7	規制庁	原子力規制部安全規制管理官 付	補佐・係長級	プラント チーム	プラント担当
2 8	規制庁	原子力規制部安全規制管理官 付	補佐・係長級	プラント チーム	プラント担当
2 9	規制庁	原子力規制部安全規制管理官 付	補佐・係長級	プラント チーム	プラント担当
3 0	規制庁	長官官房監視情報課	補佐級	放射線班	放射線班長
3 1	規制庁	長官官房監視情報課	補佐・係長級	放射線班	総括担当
3 2	規制庁	原子力規制部安全規制管理官 (廃棄物・貯蔵・輸送担当) 付	補佐・係長級	放射線班	放射性物質汚 染対策担当
3 3	環境省	廃棄物・リサイクル対策部浄 化槽推進室	室長級	放射線班	放射性物質汚 染対策担当長
3 4	環境省	廃棄物・リサイクル対策部廃 棄物対策課	補佐級	放射線班	放射性物質汚 染対策担当
3 5	環境省	水・大気環境局大気生活環境 室	係長級	放射線班	放射性物質汚 染対策担当
3 6	内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	地域原子力 防災推進官	住民安全班	住民安全班長
3 7	内閣府	政策統括官(原子力防災担当) 付	補佐・係長級	住民安全班	住民安全班
3 8	内閣府	政策統括官(原子力防災担当) 付	補佐・係長級	住民安全 班	住民支援・要望 対応担当

3 9	環境省	自然環境局自然環境整備課	補佐級	住民安全	住民支援・要望	
4 0				班 住民安全	対応担当 住民避難・輸送	
4 0	環境省	大臣官房総務課	係長級	班	担当	
4 1	t			住民安全	住民支援・要望	
	経済産業省	貿易経済協力局	補佐級	班	対応担当長	
4 2	経済産業省	貿易経済協力局	係長級	住民安全	住民支援・要望	
	<b></b>	貝勿胜併励刀刷	你交級	班	対応担当	
4 3	経済産業省	   貿易経済協力局	係長級	住民安全	住民支援・要望	
	压仍生术日	只勿压仍 M3/3/16	W X/0X	班	対応担当	
4 4	気象庁	   各管区気象台総務部		住民安全		
	,			班		
4 5	規制庁	長官官房原子力災害対策・核 物質防護課	企画官級	医療班	医療班長	
4 6					被ばく医療活	
	規制庁	長官官房放射線対策・保障措 置課放射線規制室		医療班	動·避難退域時	
	7,2,1,4,				検査及び簡易	
					除染担当	
4 7	規制庁	長官官房原子力災害対策·核 物質防護課	補佐・係長級	医療班	安定ヨウ素剤 担当	
4 8	規制庁	長官官房監視情報課	補佐・係長級	医療班	健康調査·管理 担当	
4 9	環境省	環境保健部放射線健康管理担 当参事官室	補佐級	医療班		
5 0	環境省	環境保健部企画課石綿健康被 害対策室	係長級	医療班		
5 1						※状況に
						応じて厚
		大臣官房				生科学
						課、医政
						局地域医
						療計画
	厚生労働省	八巴百万     厚生科学課等	補佐・係長級	医療班	総括担当	課、安全
		学生性子味等				衛生部労
						働衛生
						課、地方
						支分部局
						等から派
						遣する。
	内閣府	政策統括官 (原子力防災担当)	原子力防災	実動対処	実動対処班長	

		付	訓練推進官	班	
5 2	規制庁	長官官房原子力災害対策・核 物質防護課	補佐・係長級	実動対処 班	総括担当
5 3	警察庁	警察庁対策本部	補佐・係長級	実動対処	警察庁担当
5 4	警察庁	警察庁対策本部	補佐・係長級	実動対処 班	警察庁担当
5 5	消防庁	予防課特殊災害室	係長・係員級	実動対処 班	消防庁担当
5 6	国土交通省	地方整備局等		実動対処 班	住民避難・輸送 担当
5 7	国土交通省	地方運輸局等		実動対処 班	住民避難・輸送 担当
5 8	海上保安庁	各管区海上保安本部等		実動対処 班	住民避難・輸送 担当
5 9	海上保安庁	各管区海上保安本部等		実動対処 班	海上保安庁担 当
6 0	防衛省	運用企画局事態対処課 統合幕僚監部参事官付	係長級	実動対処 班	自衛隊担当
6 1	防衛省	統合幕僚監部運用部		実動対処 班	自衛隊担当
6 2	規制庁	長官官房監視情報課	放射線環境 対策室長	緊急時モニ タリングセ ンター	センター長
6 3	規制庁	長官官房監視情報課	上席放射線 防災専門官	緊急時モニ タリングセ ンター	センター長代 理
6 4	規制庁	長官官房監視情報課放射線環境対策室	補佐・係長級	緊急時モニ タリングセ ンター	企画調整担当
6 5	規制庁	長官官房監視情報課	補佐・係長級	緊急時モニ タリングセ ンター	企画調整担当
6 6	規制庁	長官官房監視情報課	補佐・係長級	緊急時モニ タリングセ ンター	情報収集管理 担当
6 7	規制庁	長官官房監視情報課	補佐・係長級	緊急時モニ タリングセ ンター	測定分析担当

6 8	環境省	水・大気環境局 地下水・地盤環境室	補佐級	緊急時モニ タリングセ ンター	モニタリング 担当	
-----	-----	----------------------	-----	-----------------------	--------------	--

## (2) 北海道内の関係省庁

	省庁名	所属	役職	班区分	担当区分	備考
1	環境省	北海道地方環境事務 所野生生物課	課長補佐	運営支援班	総括担当	
2	環境省	北海道地方環境事務 所環境対策課	課長補佐	運営支援班	総括担当	
3	環境省	北海道地方環境事務 所総務課	係長	総括班	記録・資料担当	
4	防衛省	陸上自衛隊北部方面 総監部防衛部防衛課	運用幹部	実動対処班	自衛隊担当	
5	国土交通省	北海道開発局小樽開 発建設部防災対策官 付	防災係長	住民安全班	避難道路担当	
6	国土交通省	北海道運輸局総務部	安全防災・危機管理調整官	住民安全班		
7	経済産業省	北海道経済産業局資 源エネルギー環境部 資源エネルギー環境 課		住民安全班	経済産業局担当	
8	経済産 業省	北海道経済産業局資 源エネルギー環境部 電力事業課		運営支援班	経済産業局担当	
9	警察庁	北海道警察本部		実動対処班	警察担当	
1 0	警察庁	北海道警察本部		住民安全班	警察担当	
1 1	気象庁	気象庁札幌管区気象 台	危機管理調整 官	住民安全班	気象担当	
1 2	海上保 安庁	第一管区海上保安本 部警備救難部環境防 災課	第一災害対策 係長	実動対処班	海上保安庁担当	
1 3	海上保 安庁	第一管区海上保安本 部警備救難部救難課	計画係	実動対処班	住民避難・輸送 担当	

1 4	消防庁	岩内·寿都地方組合消 防本部警防課	予防課長兼警 防係長	実動対処班	消防担当	
1 5	消防庁	羊蹄山ろく消防組合 消防本部消防課	警防係長	実動対処班	消防担当	
1 6	消防庁	北後志消防組合消防 本部警防課	警防係長	実動対処班	消防担当	

# (3) 関係自治体

	省庁名	所属	役職	班区分	担当区分	備考
1	北海道	北海道後志総合振興局地域創生部	地域創生部長	総括班	総括班副責任 者	
2	北海道	北海道総務部危機 対策局原子力安全 対策課	主任	総括班	総括担当	
3	北海道	北海道後志総合振 興局地域創生部地 域政策課	主査	総括班	総括担当	
4	北海道	北海道原子力環境センター総務課	主査	総括班	総括担当	
5	北海道	北海道後志総合振 興局地域創生部地 域政策課	主査	総括班	総括担当	
6	北海道	北海道総合政策部知事室広報広聴課	主査	広報班	広報班副責任 者	
7	北海道	北海道後志総合振興局総務課	主幹	運営支援班	運営支援班副 責任者	
8	北海道	北海道後志総合振興局総務課	主事	運営支援班	総括担当	
9	北海道	北海道後志総合振興局総務課	主事	運営支援班	総括担当	
1 0	北海道	北海道後志総合振 興局地域創生部商 工労働観光課	商工労働係長	運営支援班	総括担当	
11	北海道	北海道後志総合振 興局保健環境部岩 内地域保健室	室長	医療班	医療班副責任 者	
1 2	北海道	北海道保健福祉部	技監	医療班	総括担当	
1 3	北海道	北海道後志総合振 興局保健環境部岩 内地域保健室	次長	医療班		
1 4	北海道	北海道後志総合振 興局保健環境部保	企画総務課長	医療班		

		健行政室			
1 5	北海道	北海道保健福祉部総務課	主査	医療班	
1 6	北海道	北海道保健福祉部 地域医療推進局地 域医療課	主査	医療班	
1 7	北海道	北海道保健福祉部 地域医療推進局地 域医療課	主事	医療班	総括担当
18	北海道	北海道保健福祉部 健康安全局地域保 健課	主査	医療班	総括担当
19	北海道	北海道後志総合振 興局保健環境部岩 内地域保健室企画 総務課	企画主幹	医療班	総括担当
2 0	北海道	北海道総務部危機 対策局原子力安全 対策課	主査	放射線班	総括担当
2 1	北海道	北海道総務部危機 対策局原子力安全 対策課	主査	実動対処班	実動対処班副 責任者
2 2	北海道	北海道総務部危機 対策局危機対策課	主査	実動対処班	住民避難・輸送 担当
2 3	北海道	北海道後志総合振 興局保健環境部	くらし・子育 て担当部長	住民安全班	住民安全班副 責任者
2 4	北海道	北海道後志総合振 興局地域創生部地 域政策課	主幹	住民安全班	住民安全班副 責任者
2 5	北海道	北海道後志総合振 興局保健環境部社 会福祉課	主幹	住民安全班	社会福祉施設 避難調整担当
2 6	北海道	北海道環境生活部環境政策課	主査	住民安全班	住民支援・輸送 担当
2 7	北海道	北海道保健福祉部総務課	専門員	住民安全班	保健福祉関係 要望対応
2 8	北海道	北海道保健福祉部 健康安全局地域保	主査	住民安全班	医療機関避難 調整担当

		健課			
2 9	北海道	北海道後志総合振 興局保健環境部社 会福祉課	主査	住民安全班	社会福祉施設 避難調整担当
3 0	北海道	北海道後志総合振 興局保健環境部社 会福祉課	事業指導係長	住民安全班	社会福祉施設 避難調整担当
3 1	北海道	北海道後志総合振 興局産業振興部農 務課	農政係長	住民安全班	地域生産物摂 取制限担当
3 2	北海道	北海道後志総合振 興局産業振興部林 務課	林務係長	住民安全班	地域生産物摂 取制限担当
3 3	北海道	北海道後志総合振 興局産業振興部水 産課	漁政係長	住民安全班	地域生産物摂 取制限担当
3 4	北海道	北海道後志総合振 興局産業振興部農 村振興課	主査	住民安全班	地域生産物摂 取制限担当
3 5	北海道	北海道後志総合振 興局保健環境部保 健行政室企画総務 課	総務係長	住民安全班	医療機関避難調整担当
3 6	北海道	北海道後志総合振 興局小樽建設管理 部地域調整課	企画調整係長	住民安全班	避難道路担当
3 7	泊村	泊村総務部企画振 興課	係長	住民安全班	住民安全班副 責任者
3 8	共和町	共和町総務課	財政係長	住民安全班	住民安全班副 責任者
3 9	岩内町	岩内町企画経済部 企画産業課	係長	住民安全班	所属自治体担 当
4 0	神恵内村	神恵内村総務課		住民安全班	所属自治体担 当
4 1	寿都町	寿都町企画課	主事	住民安全班	所属自治体担 当
4 2	蘭越町	蘭越町総務課企画 防災対策室	まちづくり推 進係主事	住民安全班	所属自治体担 当

4 3	ニセコ町	ニセコ町総務課	財政係係長	住民安全班	所属自治体担 当
4 4	倶知安町	倶知安町総合政策 課	総合政策係長	住民安全班	所属自治体担 当
4 5	積丹町	積丹町企画課	主事	住民安全班	所属自治体担 当
4 6	古平町	古平町企画課	企画調整係長	住民安全班	所属自治体担 当
4 7	仁木町	仁木町総務課	総務課主幹	住民安全班	所属自治体担 当
4 8	余市町	余市町総務部財政 課	契約管財係長	住民安全班	所属自治体担 当
4 9	赤井川村	赤井川村総務課	主幹	住民安全班	所属自治体担 当

# (4) 事業者

	事業者名	所属	役職	班区分	担当区分	備考
1	北海道電力(株)	北海道電力株 式会社泊原子 力事務所総務 課	課長	広報班	広報班副責任 者	
2	北海道電力(株)	北海道電力株 式会社泊発電 所発電室	課長	プラントチーム	プラントチー ム副責任者	
3	北海道電力(株)	北海道電力株 式会社泊発電 所発電室	副長	プラントチーム	プラント担当	

別添3-4:設備・機器立ち上げ要員

	役 割	所 属 機 関	氏 名
1	運営支援業者	東芝ITサービス株式会社	梶浦 雅裕
2	運営支援業者	東芝ITサービス株式会社	阿部 正文
3	運営支援業者	東芝ITサービス株式会社	森 祐太朗
4	運営支援業者	東芝ITサービス株式会社	梅藤 勝範
5	運営支援業者	東芝ITサービス株式会社	

#### 事故現地対策本部及び原子力災害合同対策協議会の各機能班の役割

## 総括班

## 1 施設敷地緊急事態時全般業務

# (1) 初期活動等

- ① 一斉招集システム等による参集者の派遣依頼
- ② 関係地方公共団体及び原子力事業者に対して、参集者を通じた随時の情報共有体制を整備するよう依頼(地域防災計画に規定するUPZ内の町村については、当該町村を所轄する道を通じた随時の情報共有体制を整備するよう依頼)
- ③ 連絡会議事務局総括班活動計画管理ボードの作成及び同計画管理ボードの原子力防災活動情報システムへの入力
- ④ 派遣要員の参集状況の把握・役割分担の確認
- ⑤ 参集困難者発生時の関係地方公共団体等の参集者に対する定期連絡(役場庁舎移転の有無、住民避難の状況、被災情報等、原子力防災に係る支援要請、次回連絡予定時刻)の実施
- ⑥ 防災資機材及び備蓄物資の確認・準備
- ⑦ 資料・備品等の準備 防災関係資料(防災業務組織体制関連資料、周辺地図、人口分布、周辺道路等の社会環境 関連資料、放射性物質・放射線関連資料)及び備品(水、食料、簡易トイレ等)の準備
- ⑧ 連絡会議事務局運営支援班が立ち上がるまでの間、オフサイトセンターの管理及びセキュリティ対策
- ⑨ 内閣府副大臣(原子力防災担当)又は内閣府大臣政務官(原子力防災担当)及び内閣府大臣官房審議官(原子力防災担当)(又は代理の職員)等の受入れ準備
- ⑩ PAZ内の要避難者避難に係る総括業務(避難状況の取りまとめ等)
- (2) 国の職員・専門家の緊急派遣
  - ① 事故対策本部総括担当(ERC)から国の職員、専門家のオフサイトセンターへの交通手段、到着予定時刻、派遣者リストについての通報受け
  - ② 必要に応じて地域における輸送に関する関係機関(現地)への支援依頼
- (3) 連絡会議
  - ① 原子力施設関連情報、PAZ内住民避難準備・要避難者避難関連情報等の入手時、緊急の場合に連絡会議を開催
  - ② 会議議事次第、席次表、ト書き等作成
  - ③ 会議資料の収集整理(各機能班、道府県、市町村、道府県警察・消防機関、原子力事業者、 指定公共機関等からの提出資料の検討・送付依頼)
  - ④ 会議資料の事故対策本部総括担当(ERC)及び関係機関への送付
  - ⑤ 事故対策本部から示された住民避難・退避等の防護対策に関する事故対策本部総括担当 (ERC) との調整・協議
  - ⑥ 必要に応じ、関係自治体・関係機関等とのTV会議の実施
  - ⑦ 連絡会議議事内容の関係機関等への速報(依頼)及び議事録作成と事故対策本部総括担当 (ERC)及び関係機関への送付

# (4) その他(定期活動)

- ① 連絡会議事務局各機能班からの定期報告の集約、事故現地対策本部長等への報告
- ② 事故対策本部総括担当・関係機関との定期的な情報交換、特に防災活動、被害状況に関する情報提供
- ③ 原子力防災活動情報システムへの入力(経過概要、重要情報等の大型画面への表示等)

#### 2 全面緊急事態時全般業務

# (1) 初期活動等

- ① 総括班活動計画管理ボードの作成及び同計画管理ボードの原子力防災活動情報システムへの入力
- ② 原子力事業者から原災法第15条の規定に該当する事象が発生した旨の連絡を受けた際、現地本部の設置、特に参集状況を踏まえた機能班編成の変更の検討
- ③ 原災本部総括班(ERC)からの公示案・指示案の連絡受けと協議会での周知徹底
- ④ 第一回原災本部会議へのTV会議による参加

## (2) 協議会の開催

- ① 開催予定時刻、議題、各所からの提出資料の検討・送付依頼
- ② 議事次第、席次表、ト書き等作成
- ③ 会議資料の集約、原災本部総括班(ERC)及び関係機関へ送付
- ④ 緊急事態応急対策に係る各機関の現状確認・相互調整
- ⑤ 緊急事態対処方針の決定事項の各機関への連絡
- ⑥ 緊急事態応急対策実施区域の拡大、縮小についての原災本部への提言
- ⑦ 協議会での議事録作成と原災本部及び関係機関への送付
- ⑧ 協議会を運営する事務局としての機能班の設置

# (3) その他(定期活動)

- ① 協議会事務局各機能班からの定期報告の集約、現地本部長等への報告
- ② 原災本部総括班(ERC)・関係機関との定期的な情報交換、特に防災活動、被害状況に 関する情報提供
- ③ 原子力防災活動情報システムへの入力(経過概要、重要情報等の大型画面への表示等)

#### 3 共通個別業務

#### (1)総括担当業務

- ① 屋内退避、避難等に関する提言案のとりまとめ、事故対策本部総括担当・原災本部総括 班 (ERC) への伝達
- ② 事故現地対策本部・現地本部の本部長・副本部長等の補佐
- ③ 連絡会議・協議会の運営・事務(資料取りまとめ)
- ④ 連絡会議・協議会の決定事項の関係機関(参加できなかった機関)への伝達
- ⑤ 連絡会議・協議会事務局各機能班の情報集約及び事故対策本部・原災本部の本部長指示等 を含む必要な情報の事故現地対策本部・現地本部内への周知徹底
- ⑥ 現地の道府県、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関その他の各機関からの防災活動状況、被害状況等の情報のとりまとめ及び各機関の防災活動状況等に関する連絡会議・協議会資料・記者発表資料の作成
- ⑦ 屋内退避、避難等に関する提言案のとりまとめ、事故対策本部総括担当・原災本部総括班 (ERC) への伝達及び事故対策本部総括担当・原災本部総括班(ERC) との調整・協議

の継続

- ⑧ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」という。)、国立研究開発 法人量子科学技術研究開発機構、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援 センター等への支援要請に係る総合調整、事故対策本部総括担当・原災本部総括班(ERC) への要請依頼
- ⑨ その他重要事項に関する総合調整
- ⑩ 事故対策本部・原災本部の本部長指示等の連絡会議・協議会事務局各機能班、関係地方公 共団体、関係機関等への周知
- ① 事故対策本部総括担当・原災本部総括班(ERC)、道府県・市町村災害対策本部との連絡調整
- (2) 記録担当業務
  - ① 事故現地対策本部・現地本部における資料の管理保存、議事録作成等
  - ② 連絡会議・協議会事務局各機能班の情報の集約、記録
  - ③ 事故現地対策本部・現地本部における各事象の経過概要の作成
- (3)会議準備担当業務
  - ① 開催予定時刻、議題、各所からの提出資料の検討・送付依頼
  - ② 議事次第、席次表、ト書き等作成
  - ③ 会議資料の集約、事故対策本部総括担当・原災本部総括班(ERC)及び関係機関への送付
- (4) 連絡担当業務

連絡会議・協議会参集者に対する開催案内及び連絡会議・協議会の決定事項等の関係機関(参加できなかった機関)への伝達

#### 広報班

- 1 施設敷地緊急事態時全般業務
- (1) 初期活動等
  - ① 参集要員の確認(役割分担)と連絡会議事務局総括班への報告
  - ② 連絡会議事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせての連絡会議事務局広報班活動計画管理ボードの作成、原子力防災活動情報システムへの入力
  - ③ 事故対策本部広報班(ERC)から記者会見資料の提供を受けるとともに、現地プレスへの発表を準備
  - ④ プレスルームの設置、連絡員の配置
- (2) プレス発表

内閣府本府及び規制庁本庁からの参集が整備されるまでの間は、原則、事故警戒本部による 発表資料の配付のみとし、内閣府本府及び規制庁本庁からの参集が整備された後、現地での記 者会見等を求められた場合にのみ、下記事項に留意して現地記者会見を行うものとする。

- ① 事故対策本部広報担当(ERC)と連携し、事故対策本部での発表内容等会見資料を共有、必要に応じ、発表時間の調整(道府県・事業者含む。)
- ② 必要に応じ、プレス発表計画(予定時刻、発表事項)策定
- ③ 発表する場合、発表内容の事故対策本部広報担当(ERC)との連携

- ④ 記者発表資料作成に資する発表基礎資料の作成
- ⑤ 事故対策本部広報担当(ERC)への発表基礎資料の事前送付
- ⑥ 事故対策本部でのプレス資料の提供受けと関係先への配布
- ⑦ 現地プレスへの発表する場合、必要に応じ、連絡会議への提示(諮問)
- ⑧ 発表した場合、会見での質疑応答等の記録作成、関係先(中央・現地等)への送付
- (3) その他 (定期活動)
  - ① プレスルームの運営(広報カメラの操作含む。)
  - ② 適宜、事故対策本部広報担当(ERC)と連携して記者等に対する情報の提供
  - ③ 記者等からの質問、要望等への対応
  - ④ 自治体等の住民への広報実施状況の情報収集
  - ⑤ 報道機関の報道内容のチェック
  - ⑥ 一般からの照会に対する対応
  - (7) 原子力防災活動情報システムへの入力(経過概要等)

#### 2 全面緊急事態時全般業務

## (1) 初期活動等

- ① 協議会事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせての協議会事務局広報班活動計画管理ボードの作成、原子力防災活動情報システムへの入力
- ② 現地プレスへの発表をする場合、必要に応じ、協議会への提示(諮問)
- ③ 発表した場合、会見での質疑応答等の記録作成、関係先(中央・現地等)への送付

# (2) その他(定期活動)

- ① プレスルームの運営(広報カメラの操作含む。)
- ② 適宜、原災本部広報班(ERC)と連携して記者等に対する情報の提供
- ③ 記者等からの質問、要望等の対応
- ④ 自治体等の住民への広報実施状況の情報収集
- ⑤ 報道機関の報道内容のチェック
- ⑥ 一般からの照会に対する対応
- ⑦ 原子力防災活動情報システムへの入力(経過概要等)

#### 3 共通個別業務

#### (1) 広報総括担当業務

- ① 会見資料に用いるオフサイトセンター関連情報の作成、事故対策本部・原災本部広報班(官 邸・ERC)への送付
- ② 事故現地対策本部・現地本部における記者会見等の調整
- ③ 現地の記者からの問い合わせへの対応
- ④ 事故対策本部広報担当・原災本部広報班(官邸・ERC)との情報連絡、現地広報用の資料の入手
- ⑤ 事故現地対策本部各機能担当・現地本部各機能班等との情報共有
- (2) 問い合わせ対応担当業務

地方公共団体が実施する一般の方からの問い合わせ対応の支援(プレス対応資料の共有等)

## 放射線班

- 1 施設敷地緊急事態時全般業務
- (1) 初期活動等
  - ① 参集要員の確認(人数、役割分担)と連絡会議事務局総括班への報告(放射線総括担当)
  - ② 連絡会議事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせての連絡会議事務局放射線班活動計画管理ボードの作成、原子力防災活動情報システムへの入力
- (2) その他(定期活動)
  - ① 緊急時モニタリング実施計画の内容及び緊急時モニタリングセンターから共有されたモニタリングの結果についてオフサイトセンター内での共有及び説明並びにこれらに関する連絡会議資料の作成(放射線総括担当)
  - ② 原子力防災活動情報システムへの入力(経過概要等) (放射線総括担当)
- 2 全面緊急事態時全般業務
- (1) 初期活動等

協議会事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせての協議会事務局放射線班活動計画管理ボードの作成、原子力防災活動情報システムへの入力

- (2) その他 (定期活動)
  - ① 緊急時モニタリング実施計画の内容及び緊急時モニタリングセンターから共有されたモニタリングの結果についてオフサイトセンター内での共有及び説明並びにこれらに関する協議会資料の作成(放射線総括担当)
  - ② 原子力防災活動情報システムへの入力(経過概要等) (放射線総括担当)
- 3 共通個別業務
- (1) 放射線総括担当業務

事故対策本部放射線担当・原災本部放射線班(ERC)、緊急時モニタリングセンターとの 情報共有

- (2) 放射性物質汚染対策担当
  - ① 住民・対応職員の放射線障害防止に関する指導、助言の実施
  - ② 除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理についての必要な調整

# 医療班

- 1 施設敷地緊急事態時全般業務
- (1) 初期活動等
  - ① 参集要員の確認(役割分担)と連絡会議事務局総括班への報告
  - ② 連絡会議事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせての連絡会議事務局医療班活動計画管理ボードの作成、原子力防災活動情報システムへの入力
  - ③ 道府県災害対策本部に配置される原子力災害医療調整官をチーム長とするチームによる 道府県災害時医療本部からの緊急時医療体制の準備状況の把握等及びERC医療担当への 報告
  - ④ 事故対策本部からの安定ョウ素剤の配布及び服用に関する指示等があった場合に備え、P A Z 及びU P Z 内の地方公共団体への配布準備の連絡
- (2) その他(定期活動)

- ① 原子力災害拠点病院等の稼働、被ばく患者の受け入れ可否等の情報、各医療機関に搬送された傷病者・傷病程度等の情報収集、整理及び関係機関への共有
- ② 原子力防災活動情報システムへの入力(経過概要等)

## 2 全面緊急事態時全般業務

# (1) 初期活動等

- ① 協議会事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせての協議会事務局医療班活動計画管理ボードの作成、原子力防災活動情報システムへの入力
- ② 該当する地域において、安定ョウ素剤を服用するべき時期、服用方法、医師・薬剤師の確保等について原災本部の決定事項を受けての関係地方公共団体への指示

# (2) その他(定期活動)

- ① 住民の被ばく状況、安定ョウ素剤服用指示時のョウ素剤の配布・服用状況、原子力災害拠点病院等の稼働、被ばく患者の受入れ可否等、各医療機関に搬送された傷病者・被ばく患者数・傷病程度等の情報収集、整理及び関係機関への通報
- ② 原子力防災活動情報システムへの入力(経過概要等)

#### 3 共通個別業務

# (1) 医療総括担当業務

- ① 連絡会議・協議会事務局医療班各担当が実施する業務に関する情報の集約
- ② 原子力災害時の医療活動等に関する連絡会議・協議会資料の作成
- ③ 連絡会議・協議会事務局総括班への連絡会議・協議会事務局医療班に関する情報の共有
- ④ 事故対策本部医療担当・原災本部医療班(官邸・ERC)との情報共有・調整
- (2) 原子力災害時の医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当業務
  - ① 原子力災害時における原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チーム等要員の派遣先の調整
  - ② 事故対策本部医療担当・原災本部医療班(ERC)を通じた関係機関における、被ばく患者及び被ばく傷病者の円滑な輸送等の措置
  - ③ 原子力災害医療調整官を長とするチームを通じた道府県災害対策本部等に対する原子力災害時の医療に関する関係者との連絡・調整
  - ④ 各地域の状況を勘案し、各医療機関等がそれぞれの役割(トリアージ、救急措置、避難退域時検査・指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等への医療関係者の派遣、 隣接地方公共団体の救急・災害医療機関との連携等)を実施できるよう支援
  - ⑤ 避難退域時検査及び簡易除染等の要員・資機材の支援が必要な場合、連絡会議・協議会事務局総括班に依頼し、事故対策本部総括担当・原災本部総括班(ERC)経由での関係機関への支援要請を行うとともに、要員・資機材の配置に関する調整の実施
  - ⑥ 避難住民の被ばく状況(推定被ばく線量、簡易除染後のOIL4超過者数等)の把握、事故対策本部・原災本部医療班(ERC)への報告

# (3) 安定ヨウ素剤の予防服用担当業務

- ① 事故対策本部医療担当・原災本部医療班(官邸)が決定した安定ョウ素剤服用方針の地方 公共団体への伝達
- ② 避難住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、安定ヨウ素剤、医師・薬剤師の確保等の支援
- ③ 安定ヨウ素剤の配備状況及び安定ヨウ素剤服用状況についての把握

# (4) 健康調查・管理担当業務

緊急時モニタリングの結果等に基づく公衆の被ばく線量の推計、原子力被災者等の健康管理 及び健康相談を関係機関と連携しての支援

# 住民安全班

### 1 施設敷地緊急事態時全般業務

#### (1) 初期活動等

- ① 参集要員の確認(役割分担)と連絡会議事務局総括班への報告
- ② 連絡会議事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせての連絡会議事務局住民安全班活動計画管理ボードの作成、原子力防災活動情報システムへの入力
- ③ 関係地方公共団体の対応状況の確認
- ④ 連絡会議事務局総括班と連携し、住民避難・退避等の防護対策案に関する事故対策本部 住民安全担当(ERC)との調整・協議
- ⑤ PAZ内の要避難者等の避難に係る総合調整

## (2) その他(定期活動)

- ① 関係地方公共団体等の防護活動状況、現地の住民情報、人的被害の状況、現地の救助・救急活動状況、避難所へ住民収容状況及び避難場等への物資調達・供給状況に係る情報の収集及び関係機関への通報
- ② 原子力防災活動情報システムへの入力(経過概要等)
- ③ 地元気象台から最新の気象情報の収集

#### 2 全面緊急事態時全般業務

# (1) 初期活動等

- ① 協議会事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせての協議会事務局住民安全班活動計画管理ボードの作成、原子力防災活動情報システムへの入力
- ② PAZ内の住民状況、救助・救急活動状況の情報収集
- ③ 道府県警察本部、管区海上保安本部に交通規制実施状況の情報収集、住民避難に係る交通規制・パトロール運行規制の要請
- ④ 必要に応じて、協議会事務局実動対処班へ直接又は原災本部住民安全班(ERC)を通じた住民避難に伴う輸送支援要請
- ⑤ 関係地方公共団体からの住民避難開始・避難先・物資供給・避難完了等の情報受け、各機 能班への通報、原災本部住民安全班(ERC)への報告

# (2) その他(定期活動)

- ① 関係地方公共団体等の防護活動状況、現地の住民情報、人的被害の状況、現地の救助・救急活動状況、避難所へ住民収容状況及び避難場等への物資調達・供給状況に係る情報の収集及び関係機関への通報
- ② 原子力防災活動情報システムへの入力 (経過概要等)
- ③ 地元気象台から最新の気象情報の収集

#### 3 共通個別業務

## (1) 住民安全総括担当業務

- ① 災害に関する情報(被害、避難、避難施設及び輸送手段等)の収集、整理
- ② 連絡会議・協議会事務局住民安全班各担当が実施する業務に関する情報の集約

- ③ 住民避難、物資調達・供給活動及び現地の緊急輸送、交通規制に関する情報等に関する連絡会議・協議会資料の作成
- ④ 連絡会議・協議会事務局総括班への連絡会議・協議会事務局住民安全班に関する状況の共有
- ⑤ 事故対策本部住民安全担当・原災本部住民安全班(官邸・ERC)との情報共有・調整(地域防災計画、原子力事業所が立地する周辺の地図や住民数等の地域情報、要避難者等の状況や病院・公共施設その他救急救助及び避難収容に関する事項)
- ⑥ 施設敷地緊急事態応急対策実施方針及び全面緊急事態応急対策実施方針の策定支援
- (2) 住民避難·輸送担当業務
  - ① 住民の避難状況及び救助・救急活動に関する状況の把握及び活動調整
  - ② 緊急輸送関係省庁が行う緊急輸送に関する措置の把握、調整及び必要に応じ事故対策本部・原災本部住民安全班(ERC)に緊急輸送の依頼
  - ③ 緊急輸送に係る優先順位に関する調整
  - ④ 緊急輸送、進入制限等に伴う交通規制の実施に関する調整
  - ⑤ 交通規制等の状況の把握及び調整
  - ⑥ 自然災害との複合災害における自然災害等による周辺地域の被災状況(避難経路、避難先 等の被災状況、避難手段の確保の可否等を含む。)の把握
- (3) 要避難者等の避難支援担当業務

関係地方公共団体が平素から準備している要避難者等の避難計画に基づく、関係地方公共団体及び緊急輸送関係省庁との要避難者等の避難に関する必要な調整(輸送方法及び受入れ先の確保又は滞在している要避難者等に対する物資等の支援)

- (4) 住民支援·要望対応担当業務
  - ① 避難所の運営等に必要な食料・資機材等の調達に関する地方公共団体から国への要望聴取
  - ② 地方公共団体の要望の事故対策本部住民安全担当・原災本部住民安全班(ERC)への伝達
  - ③ 事故対策本部住民安全担当・原災本部住民安全班(ERC)と連絡・調整し、防災基本計画に規定する物資関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁)が行う物資調達に関する状況の把握及び調整
  - ④ 関係機関からの支援申し出への対応
  - ⑤ 社会秩序の維持に関する調整
  - ⑥ 被災地方公共団体への支援要員派遣

# 運営支援班

- 1 施設敷地緊急事態時全般業務
- (1) 初期活動等
  - ① 参集要員の確認(役割分担等)と連絡会議事務局総括班への報告
  - ② 連絡会議事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせての連絡会議事務局運営支援班活動計画管理ボードの作成、原子力防災活動情報システムへの入力
  - ③ オフサイトセンター受付、参集者の入館管理及び入館管理を行う以外の出入口の施錠と、立入禁止・開閉禁止の明示
  - ④ 会議準備(マイク、情報表示装置、通信回線等)

- (2) その他(定期活動)
  - ① オフサイトセンターの環境整備(プレスルーム、仮眠室の確保含む。)
  - ② 参集者の食料等の調達(事務用品等の日用品の調達含む。)
  - ③ 備蓄品を含む資機材の維持・管理
  - ④ 衛生管理(参集者の勤務ローテーション管理等)
  - ⑤ オフサイトセンターの各種通信・システム回線の確保、維持・管理
  - ⑥ オフサイトセンターにおける被ばく管理
- 2 全面緊急事態時全般業務(定期活動)
  - ① 協議会事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせての協議会事務局運営支援班活動計 画管理ボードの作成、原子力防災活動情報システムへの入力
  - ② オフサイトセンターの環境整備 (プレスルーム、仮眠室の確保含む。)
  - ③ 参集者の食料等の調達(事務用品等の日用品の調達含む。)
  - ④ 備蓄品を含む資機材の維持・管理
  - ⑤ 衛生管理(参集者の勤務ローテーション管理等)
  - ⑥ オフサイトセンターの各種通信・システム回線の確保、維持・管理
  - ⑦ オフサイトセンターにおける被ばく管理
  - ⑧ 必要に応じて、代替オフサイトセンターへの移転時における移転関連業務

# 実動対処班

- 1 施設敷地緊急事態時全般業務
- (1) 初期活動等
  - ① 参集要員の確認(役割分担を含む。)と連絡会議事務局総括班への報告
  - ② 連絡会議事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせての連絡会議事務局実動対処班活動計画管理ボードの作成、原子力防災活動情報システムへの入力
  - ③ 最寄りの実動組織等の連絡先及び準備状況の把握
  - ④ 状況に応じ、連絡員等の派遣要請
- (2) その他(定期活動)
  - ① オンサイト対応及びオフサイト対応(避難支援・緊急輸送、物資調達・供給活動)に関する実動組織の状況に関し、連絡会議事務局各機能班に情報共有
  - ② 連絡会議事務局各機能班で立案する計画につき、実動組織の関与が必要な事項について実動省庁又は事故対策本部実動対処班(官邸)等との連絡・調整の実施
  - ③ 原子力防災活動情報システムへの入力(経過概要等)
- 2 全面緊急事態時全般業務(定期活動)
  - ① 協議会事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせての協議会事務局実動対処班活動計画管理ボードの作成、原子力防災活動情報システムへの入力
  - ② オンサイト対応及びオフサイト対応(避難支援・緊急輸送、物資調達・供給活動)に関する実動組織の状況に関し、協議会事務局各機能班に情報共有
  - ③ 協議会事務局各機能班で立案する計画につき、実動組織の関与が必要な事項について実動 省庁又は原災本部実動対処班(官邸)等との連絡・調整の実施
  - ④ 原子力防災活動情報システムへの入力(経過概要等)

# プラントチーム

- 1 施設敷地緊急事態時全般業務
- (1) 初期活動等
  - ① 参集要員の確認(役割分担)と連絡会議事務局総括班への報告
  - ② 現場に派遣された原子力運転検査官からの原子力施設の事故状況の把握
  - ③ プラント情報の収集、整理
- (2) その他 (定期活動)
  - ① 事故対策本部プラント担当(ERC)との情報共有
  - ② 連絡会議事務局各機能班に対し、プラントの状況に関する情報提供
  - ③ 原子力防災活動情報システムへの入力(経過概要等)
- 2 全面緊急事態時全般業務(定期活動)
  - ① 原災本部プラント班(ERC)との情報共有
  - ② プラント状況に関する現地での地方公共団体やプレスへの説明
  - ③ 協議会事務局各機能班に対し、プラントの状況に関する情報提供
  - ④ 原子力防災活動情報システムへの入力(経過概要等)
- 3 共通個別業務(総括担当業務)

事故対策本部プラント担当・原災本部プラント班(ERC)から入手した事故の進展予測等の分析結果の事故現地対策本部・現地本部内での情報共有

別添5:現地事故対策連絡会議及び全体会議配席図

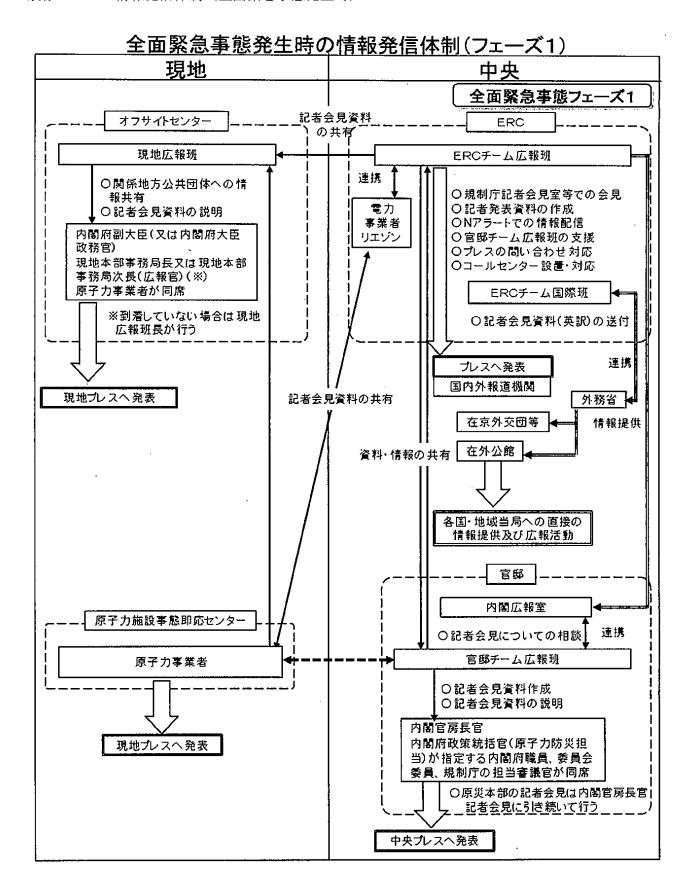
				$\dashv$	+			北	海	道	オフ	サ	イト	乜:	ング	<b>7</b> —	配点	常図	-	_	-		++	+	+	+
																								$\downarrow$	#	
									大	型,	スクリー	-ン		<b>大</b>	型;	スク	リーン	,		+				+	+	+
												+								-			$\blacksquare$	7	$\mp$	-
運搬	支援班	0				発表	¥)	0											余市	計画服	h Æ			#	#	
						7034		Ŭ			プロジュ	こクタ	+	プロ	ジェク	クター			24.13.	-, -,						
	医療班	_					組合本部	_	Ш			$\perp$						_	仁木				Ш	1		
実動	対処班	0		羊蹄	削ろく	消防	組合本部	0				+	-					0	古平	町副田	1長		T V	-	0	+
	広報班	0	岩區	为• 寿	都地方	消防	組合本部	0										0	積丹	町副田	· 長		会議	Ľ		
プラント・	チーム	0			札	幌管	区気象台	0	П			$\perp$						0	倶知?	安町副	列町長	Ę	会議 シス		$\perp$	
放	射線班	0		第·	 一管区	海上	    保安本部	0				+	+					0	_t=		町長		テム操	(	0	+
	安全班						上自衛隊	_	П									_	蘭越				」作		$\perp$	
	総括班	0	北海道警察						兵棋	<b>⇔</b>				0	寿都	計画組	h Æ		卓	_	0	+				
					北		電力(株)	_	Н				25175	н				_	神恵			Ę	1	ľ	+	
												T											一斉	放送	システ	厶卓
-					赤	井川	村副村長	0		_								0	岩内	町高川田	<b>丁長</b>		<del>                                     </del>			_
										事務	退床			北	泊		共和							+	+	+
										局	班	₹│︎︎₿	₹	海道	泊村総務部長		和町									
										次長	地交	3   H	8	現	務部		副田									
-			-		_	-			$\vdash$			対策判示形	<u>-</u>	対	툿		長_	_		_	_		++	+	_	+
				+	+					広報官	—— 第 届 本 书	リ 4	ß	策本部			-	-		+	+	+	++	+	+	+
									$\vdash$	官	——			部長				_		+				+	-	+
				$\dashv$					Н	経	-	Þ	9	1										+	_	$^{\dagger}$
										産省	—— 專 形	1	7 - T											$\top$		T
											/ / / /	3   B	ı I													Ī
										大臣	- F		1													
										臣官	Þ	9   ~														
										房審		7														
									Ш	審議	-															
									Ш	官		ī														
											i	3														
											万字	-														
											#	€														
											Ē	3														
											<b>⊢</b>		_		_											

別添6:現地事故対策連絡会議及び全体会議における役割及び担当者 現地事故対策連絡会議及び全体会議における役割及び担当者は、以下のとおりとする。

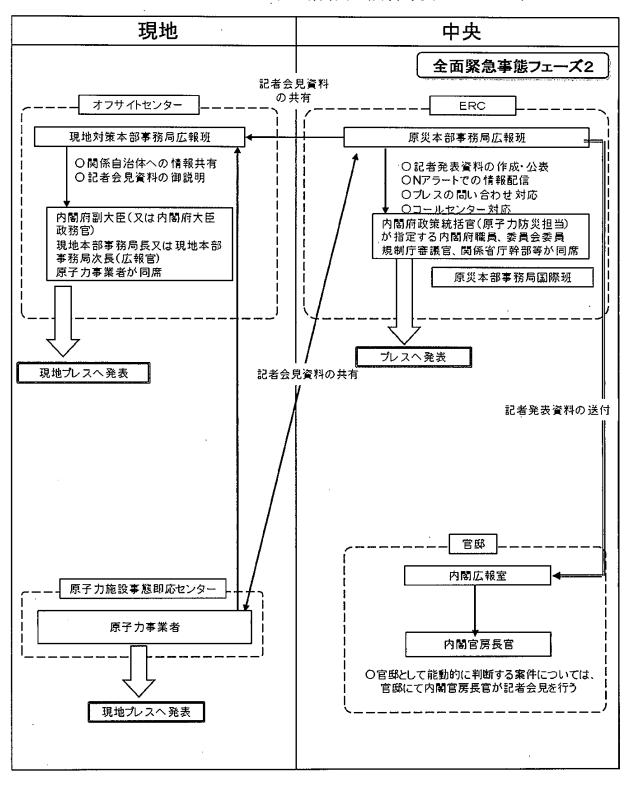
	る役割及い担当有は、以下のとわりとする。 【相以本 相以取】
【主な役割】	【担当者・担当班】
①議長	現地事故対策連絡会議:内閣府大臣官房審議官
	全体会議:内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官
	(事務局:総括班)
②原災本部の指示要請事項の伝達等	
・原災本部の指示要請事項の伝達	<ul><li>・内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官(本部長)</li></ul>
	※原災本部TV会議参画時は原災本部長
・国の取り組み・支援状況の説明	<ul><li>・内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官(本部長)</li></ul>
(現地への要員派遣状況等)	※原災本部TV会議参画時は原災本部長
③北海道・関係町村の対応状況等	
・体制	・北海道、関係町村の災害対策本部
	(取りまとめ担当:総括班)
<ul><li>住民広報の実施状況</li></ul>	・北海道、関係町村の災害対策本部
	(取りまとめ担当:広報班)
・避難・屋内退避等の実施状況	・関係町村の災害対策本部
安定ヨウ素剤の服用・準備状況	(取りまとめ担当:住民安全班、医療班(安定ヨ
	ウ素剤関係))
・要請事項	・北海道、関係町村の災害対策本部
	(取りまとめ担当:住民安全班)
④地元実動機関の対応状況	(主)実動対処班
	(副)警察、消防、海上保安庁、陸上自衛隊
⑤緊急時モニタリングの実施状況等	放射線班
⑥記者会見等広報活動	広報班
⑦安定ヨウ素剤の服用等被ばく医療関係	医療班
⑧住民の避難・屋内退避関係	住民安全班
・原災本部住民安全班からの OIL に基づく	
指示の受信	
・関係町村等からの住民避難開始・避難先・	
物資供給・避難完了等の情報受信と取りま	
とめ 等	
⑨プラントの状況等の情報共有	(主)原子力事業者(北海道電力㈱)
	(副) プラントチーム
⑩緊急搬送に係る実動機関間の調整等	実動対処班

注: (副) 担当は追加説明等がある場合に説明を行う。

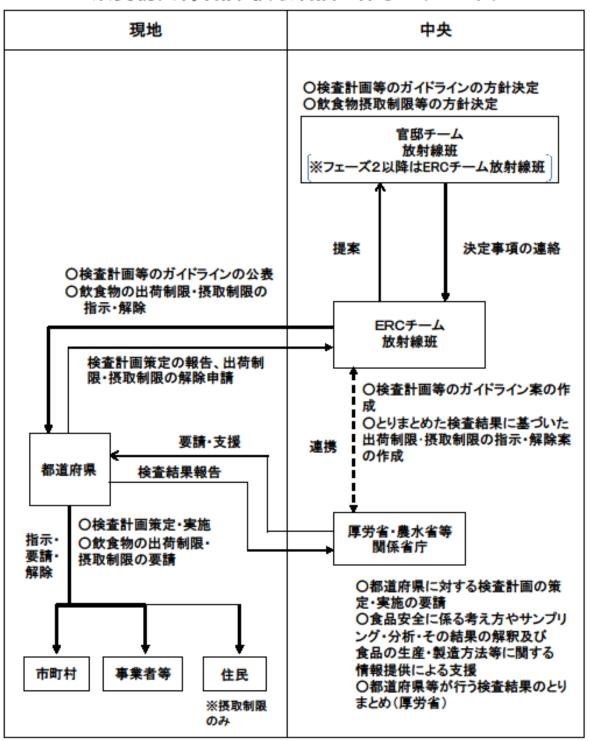
別添7-1:情報発信体制(全面緊急事態発生時)

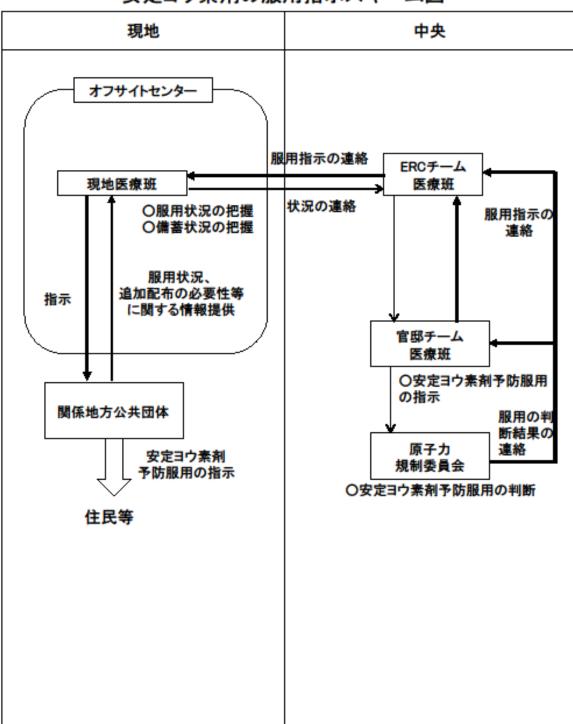


# 全面緊急事態発生時の情報発信体制(フェーズ2)



# 飲食物出荷制限・摂取制限に係るスキーム図

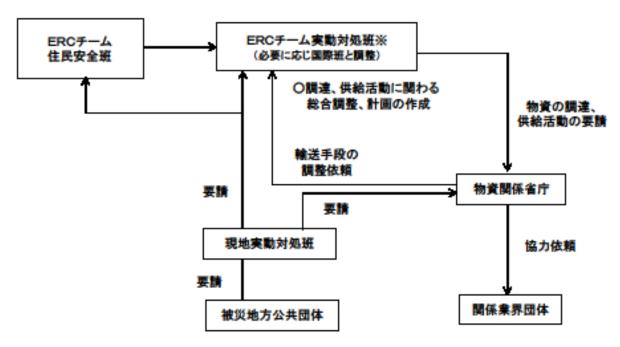




安定ヨウ素剤の服用指示スキーム図

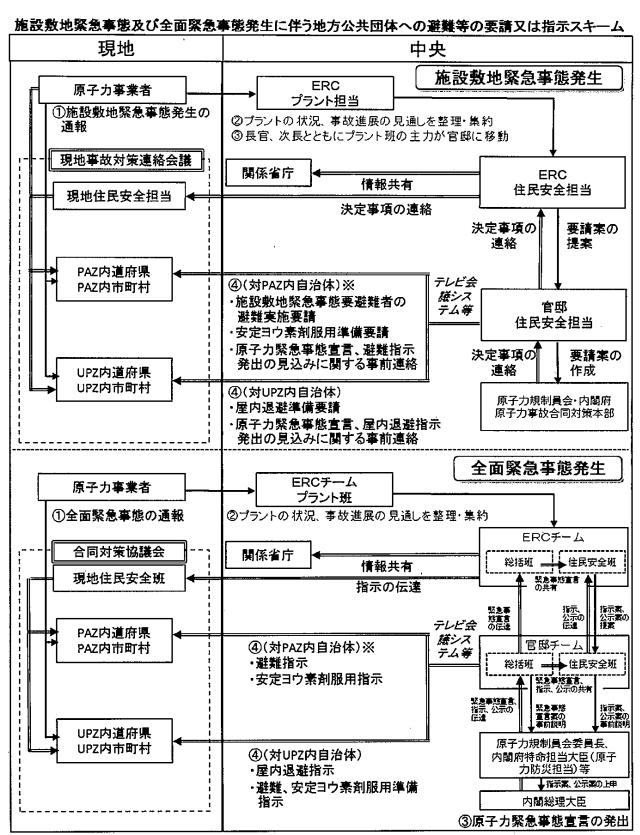
別添7-4:緊急物資の調達・供給等のスキーム図

# 緊急物資の調達・供給等のスキーム図



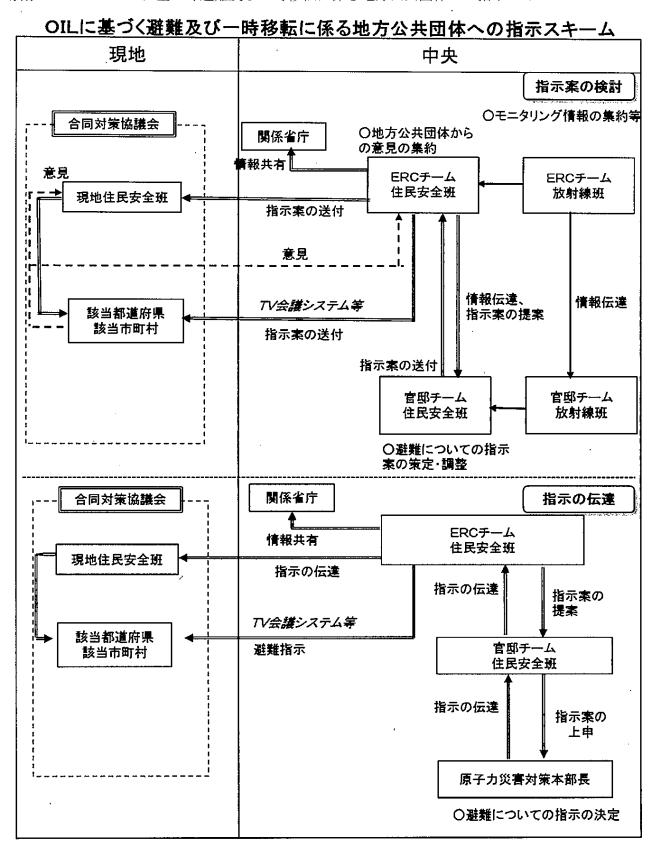
※フェーズ2においては、ERCチーム実動対処班に代わり、支援チーム要望対応・広報企画班が行う。

別添7-5:施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生に伴う地方公共団体への避難等の要請又は指示スキーム



※必要に応じて、現地事故対策本部長より、PAZ内の道府県知事又は市町村長へ伝達。

別添7-6:01 Lに基づく避難及び一時移転に係る地方公共団体への指示スキーム



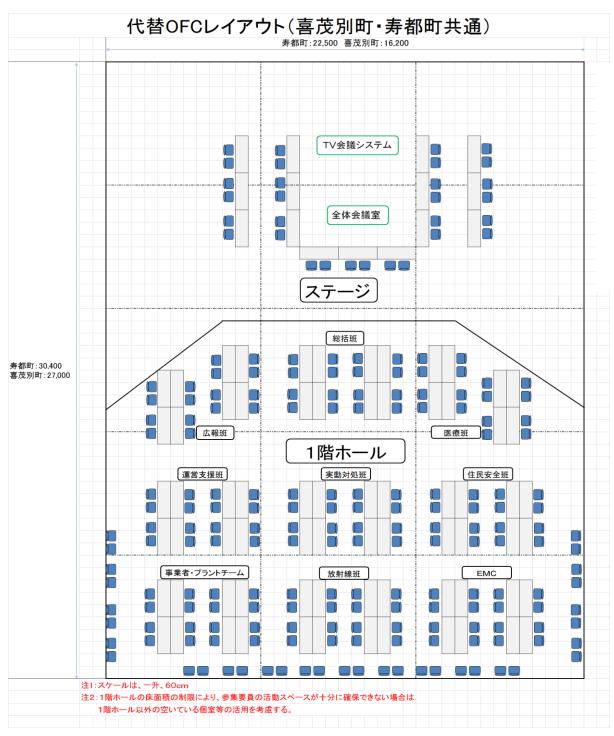
# 別添8:オフサイトセンター入館管理

- 1. 1階の正面玄関及び非常用出入口を閉鎖する。
- 2. 防災業務関係者等の出入口は、待機室へ続く外部からの出入口、1箇所とする。
- 3. 医療班は待機室に、入館する防災業務関係者のサーベイランス、除染を行うための要員を配置する(必要に応じて運営支援班、放射線班の応援を要請する)。

なお、サーベイランスや除染を行う要員が放射性ヨウ素等を吸引するおそれがある場合には 防護マスク、防護服を着用する等、適切な措置をとるものとする。

# 別添9-1:代替オフサイトセンター内の基本的な配置等

- 1 基本的な考え方
- (1) 現地事故対策連絡会議及び全体会議が開催できる場所を優先的に確保する。
- (2) 関係自治体、事業者、各機能班及び運営支援業者が活動できる場所を確保する。
- (3) TV会議システムは、運営支援班が運営支援業者の支援を得て、設置する。
- 2 代替オフサイトセンターのレイアウト(配置)は、以下の図を基本とし、細部の配置等については、北海道及び退避する代替オフサイトセンターを管理する自治体との調整による。



別添9-2-1:代替オフサイトセンターへの基本的な退避経路(喜茂別町農村環境改善センター)



経路: OF C→276号線(小樽方面へ)→国富郵便局交差点を右折し国道5号線に入り倶知安町方面へ→倶知安町内で276号線(尻別国道)に入り京極町方面へ



喜茂別町農村環境改善センター

〒044-0221 北海道虻田郡喜茂別町伏見264-4

TEL: 0136-33-3033

別添9-2-2:代替オフサイトセンターへの基本的な退避経路(寿都町総合文化センター)



経路: OF C→276号線(寿都町方面へ)→岩内町交差点を左折し国道229号線に入り寿都町方面へ



寿都町総合文化センター

〒048-0405 北海道寿都郡寿都町開進町187-1

TEL: 0136-62-2100

別添9-3:代替オフサイトセンターへの持ち出し物品

	, . , ,	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
Νο	設備等名	資 機 材 等 名	数量	備考
1	原災法第12条第	①緊急助言組織用資料NO. 1		泊原子力規制事務所
	4項のプラントの	サイト周辺図		
	構造等に関する資	航空写真		
	料	気象観測データ	1	
		サイト周辺環境モニタリング		
		発電所周辺人口関連データ		
		主要系統模式図		
		②緊急助言組織用資料NO. 2		泊原子力規制事務所
		原子炉設置許可申請書	1	
		③緊急助言組織用資料NO. 3		泊原子力規制事務所
		系統図		
		計測配置図		
		主要設備概要	1	
		インターロック線図		
		保安規定		
		防災業務計画		
2	放射線測定器	① α 線表面汚染測定サーベイメータ	2	資機材庫2
		② β · γ 線表面汚染測定サーベイ メータ	3	
		③γ線線量測定サーベイメータ	2	
		④中性子線量測定サーベイメータ	2	
		⑤個人線量計	102	
3	放射線防護資機材	除染キット	1	資機材庫2
4	携帯衛星設備	携帯衛星電話機	2	泊原子力規制事務所
5	車両	防災対策車	2	
		モニタリングカー	2	
_				

# 備考:

①物品等の持ち出しに当たっては、運営支援班の指示の元に搬出を行う。なお、上記資機材以外にも代替オフサイトセンターに不足しているものがあれば、搬出するものとし、代替オフサイトセンターに充分な量が確保されているものについては、搬出しないこととする。

②個人線量計は、既に各個人に配布されている場合は退避時に各個人が持ち出し、代替オフサイトセンター到着後に運営支援班へ返納する。また、資機材庫2に残っているものは、運営支援班が搬出する。

別添10-1:電話・口頭連絡受信票(様式)

発信場所

電話·口頭連絡受信票 <u>No.</u>

平成	年	月	日 (	)	時 分(24時間表記) 電話	• 口頭
受信者	(所属)				(氏名)	
発信者	(所属)				(氏名)	
	(Fax. No.	.) -			(Tel. No.) – –	
(連絡内容	<b>:</b> )					

班内処理 口頭伝達 コピー配布 口頭&コピー ホワイトホート記入 肝が焼鯖をステム記入 班外処理 班に、口頭伝達 コピー配布 口頭&コピー

連絡事項の処理 月 日 時 分 電話 Fax. 口頭

別添 1 0 - 2 : F a x 送受信票 (様式)

発信 場 所

F a x 送受信票

No.

平成	年	月	月 (	)	時	分(24時間表記)
\\	(所属)				(氏名)	
送付先	(Fax. No.	)			(Tel. No.)	
発信者	(所属)				(氏名)	
	(Fax. No	) –	-		(Tel. No.)	
件名						
(連絡内容						
班内処理	ΠĒ	頭伝達 コヒ	。一配布	口頭と	&コピー ホ	ワイトボード記入 原子力防災活動情報システム記入
班外処理		3	姓に、口頭	頂伝達	コピー配	布 口頭&コピー
連絡事項の処理		月	日	時	分	電話 Fax. 口頭
	1					•

※処理後は、班毎に時系列 (No.順)に綴じ、班責任者が保管すること。